

平成30年度地域型住宅グリーン化事業 補助金交付申請等手続きマニュアル

第1章 ＜共通事項＞ (第4版)

平成31年2月

地域型住宅グリーン化事業（実施支援室共通）

平成30年度地域型住宅グリーン化事業 補助金交付申請等手続きマニュアル

第1章 <共通事項>

目次

平成30年度地域型住宅グリーン化事業グループ募集における留意点	1
はじめに	2
第1章 (事業の概要、共通事項)	3
1 事業の趣旨	3
2 補助事業者及び補助対象	4
2.1 補助事業者の要件	4
2.2 補助対象の要件	4
2.2.1 木造住宅について	4
2.2.2 木造建築物について	6
2.3 補助額	8
2.3.1 木造住宅について	8
2.3.2 木造建築物について	10
2.4 施工事業者1社が受けられる補助金額の上限	11
2.4.1 木造住宅について	11
2.4.2 木造建築物について	12
2.5 補助対象となる経費	12
2.5.1 長寿命型、高度省エネ型(認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅)及び優良建築物型の経費について	12
2.5.2 高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)の経費	14
2.6 その他	14
3 補助事業の実施	15
3.1 補助事業の実施体制	15
3.1.1 申請手続きを行うもの	15
3.1.2 申請の制限	15
3.1.3 共同事業実施規約等について	15
3.2 手続きの概要	16
3.3 実施支援室の窓口及び書類提出について	16
3.4 補助金交付申請及び完了実績報告の受付期間	17
3.5 着手・着工・完了について	18
3.6 本事業における「地域材」の考え方	20
3.7 木造住宅における「三世代同居対応住宅」の考え方	21
3.8 許認可について	22
4 補助金の交付に関する手続き	23

4. 1	補助事業の流れ及び実施体制	23
4. 2	補助金交付申請	25
4. 2. 1	提出までの流れ	25
4. 2. 2	申請ツールによる登録	26
4. 2. 3	補助金交付申請の提出期限	26
4. 3	交付決定	26
4. 4	交付申請額等の変更について	27
4. 4. 1	工事費の変更	27
4. 4. 2	その他の変更	27
4. 4. 3	交付変更承認手続きについて	28
4. 5	事業の廃止等	28
4. 5. 1	採択事業の取り下げ	28
4. 5. 2	交付申請の取り下げ	29
4. 5. 3	補助事業の廃止	30
4. 6	完了実績報告	31
4. 6. 1	提出までの流れ	31
4. 6. 2	完了実績報告の提出期限	31
4. 6. 3	実施支援室による現地検査等	32
4. 7	補助金の額の確定及び支払い	32
4. 8	補助事業実施にあたっての経理処理	32
4. 8. 1	補助事業の適正な実施	32
4. 8. 2	消費税等の処理	33
5	事業中及び事業完了後の留意点	34
5. 1	グループ事務局の留意点	34
5. 2	三世代同居対応住宅へのアンケート実施について	34
5. 3	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	35
5. 4	財産処分の制限	35
5. 5	額の確定及び会計検査に伴う資料請求及び現地検査等について	35
5. 6	個人情報の使用	35
5. 7	個人情報の利用について（応募者全て）	35
5. 8	事後評価に関するアンケート・ヒアリング等への協力	36
5. 9	事業完了後のエネルギー報告等（高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）のみ）	36
5. 10	関連規定	36
6	問い合わせ先	37
	【参考：評価事務局に対する手続きについて】	38
別紙 1	本事業の補助の対象となる「木造住宅・建築物」について	39
別紙 2	高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の対象となる戸建住宅 及びランクアップ外皮平均熱貫流率の基準について	40

別紙 3	「所管行政庁による長期優良住宅の認定」について	41
別紙 4	「主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半」について	42
別紙 5	「三世代同居対応住宅」の要件について	43
別紙 6-1	施工事業者 1 社が受けられる補助金の上限について	44
別紙 6-2	中規模工務店の補助対象戸数上限の考え方について	45
別紙 7	「東日本大震災により被災した地域」の考え方について	46
別紙 8	「平成 28 年熊本地震により被災した地域」の考え方について	47
別紙 9	「所管行政庁による低炭素建築物（住宅）の認定」について	48
別紙 10	「所管行政庁による性能向上計画認定住宅」について	49
別紙 11	本事業のゼロ・エネルギー評価方法	50
別紙 12	ゼロ・エネルギー評価方法に関する留意点	51
別紙 13	「所管行政庁による認定低炭素建築物の認定」について	52
別紙 14	「評価機関による建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の 評価」につ いて	53
別紙 15	「認証機関等の第三者による建築環境総合性能評価システム（CASBEE）の 認証」について	54
別紙 16	「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る 事項」に定める省エネルギー基準相当であることについて	55
別紙 17	「ビル・エネルギー・マネジメント・システム（BEMS）を設置していること」 について	56
別紙 18	「太陽光等再生可能エネルギー発電設備及びこれと連携した定置型蓄電池を 設置していること」について	57
別紙 19	「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に 定める劣化 対策等級 3 相当について	58
別紙 20	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） で定める建築物移動等円滑化基準を満たしていること」について	59
別紙 21	「元請の年間新築住宅供給戸数が 50 戸程度未満の中小住宅生産者」の考え方 について	60
別紙 23	都道府県別 地域材認証制度等一覧の例	61
別紙 24	《参考》中期的活動方針の報告様式の例	62
別紙 25	住宅省エネルギー技術講習会『依頼講習会』について	63
別紙 26	使用する「地域材」の内容等についての確認ができる書類について	64

参 考 資 料

平成 30 年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付規程	65
-----------------------------	----

参 考 資 料

地域型住宅グリーン化事業補助金交付要綱	71
---------------------	----

※ 手続きマニュアルの内容、本事業の交付申請等に関する Q & A 等の追加的な説明を
順次、各実施支援室ホームページに掲載しますのでご確認ください。

改訂履歴

版	改訂年月日	内容	掲載ページ
2	平成 30 年 12 月 11 日	交付申請の受付期間を平成 31 年 1 月 31 日まで延長	P1-17 3.4(1)
		請負住宅の工事請負契約の締結期間を明確化	P1-18 3.5(2) 補足
3	平成 31 年 1 月 16 日	工事請負契約が未締結の場合に限り、誓約書の提出で代替	P1-6 2.2.1 補足 P1-7 2.2.2 補足 P1-17 3.4(1) 注記
		第 7 期交付申請の受付期間の始期を前倒し	P1-17 3.4(1)
		請負住宅の工事請負契約の締結期間を明確化	P1-18 3.5(2) 補足
4	平成 31 年 2 月 28 日	交付申請の受付期間を平成 31 年 3 月 29 日まで追加延長	P1-17 3.4(1) ii)
		未完了報告を行った住宅・建築物の完了実績報告の提出時期を 2019 年 9 月 30 日まで延長	P1-18 3.4(2) ii)

平成 30 年度地域型住宅グリーン化事業グループ募集における留意点

平成 29 年度地域型住宅グリーン化事業からの主な変更点を以下に記載します。

1. 長寿命型（長期優良住宅）、高度省エネ型（認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅）の 1 戸当たりの補助限度額の変更について

- (1) 長寿命型（長期優良住宅）

平成 27～29 年度の地域型住宅グリーン化事業における長期優良住宅の補助金活用実績の合計が

- ・ 3 戸(7 戸※1)以下の施工事業者の場合は 1 戸あたり上限 110 万円。
- ・ 4 戸(8 戸※1)以上の施工事業者の場合は 1 戸あたり上限 100 万円。

- (2) 高度省エネ型（認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅）

平成 27～29 年度の地域型住宅グリーン化事業における認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅及びゼロ・エネルギー住宅の補助金活用実績の合計が

- ・ 3 戸(7 戸※1)以下の施工事業者の場合は 1 戸あたり上限 110 万円。
- ・ 4 戸(8 戸※1)以上の施工事業者の場合は 1 戸あたり上限 100 万円。

- (3) 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）

平成 27～29 年度の地域型住宅グリーン化事業におけるゼロ・エネルギー住宅の補助金活用実績の合計が

- ・ 3 戸(7 戸※1)以下の施工事業者の場合は 1 戸あたり上限 140 万円。
- ・ 4 戸(8 戸※1)以上の施工事業者の場合は 1 戸あたり上限 125 万円。

※1 東日本大震災の特定被災区域または平成 28 年熊本地震により被災した地域（以下、「特定被災区域」という。）に存する施工事業者の場合。

2. グループ事務局から個別の住宅への補助額の振り分けについて

グループに対して割り当てられた配分額が要望額を下回る場合、グループ内で補助対象となる木造住宅及び個別の住宅に対する補助金の額を設定して、事業の種類等による枠の中で補助対象戸数を増やすことができるようにします。ただし、1 戸当たりの補助金の額は 50 万円を下限とします。

3. 高度省エネ型の認定低炭素住宅と性能向上計画認定住宅の配分額が同じ枠となります。

4. ゼロ・エネルギー住宅の改修について、加算の取扱いについて明確化します。

5. ゼロ・エネルギー住宅は着工許可書に記載の日付以降に着工が可能となります。

6. 交付申請等の手続きの際に提出する写真には、採択通知の番号を記載した看板を写し込んでいただきます。（採択日以降の着工前の写真、着工時点の写真（売買契約による住宅のみ）、完了写真、三世帯同居対応住宅の要件への適合状況の写真）

7. 提出書類、様式を見直します。

8. 高度省エネ型の認定低炭素住宅と性能向上計画認定住宅のマニュアルが一冊になります。

はじめに

この「平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請等手続きマニュアル（以下「マニュアル」という。）第1章<共通事項>」（以下「マニュアル第1章」という。）は、平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第19の規定に基づき定めるものであり、平成30年度地域型住宅グリーン化事業（以下「本事業」という。）補助金の適正な執行を確保するとともに、補助を受ける者（以下「補助事業者」という。）の事務処理が円滑に実施されることを目的としています。

本事業は、グループ募集（募集期間：平成30年4月27日～平成30年6月4日）・採択を行った上で、採択されたグループの中小住宅生産者等（補助事業者）が交付申請を行うものです。

本事業は、次の4種類の木造住宅・木造建築物を整備する事業（以下「事業の種類」という。）があり、事業の種類によって、事業の要件、補助金額や補助対象経費などが異なります。

このマニュアル第1章は各事業の種類共通として関係するもので、補助事業者が本事業の要件に従って建設する木造住宅・建築物の建設工事について本事業の補助金を受けるための手続き及び当該事業者が申請する木造住宅・建築物に関してグループが行う手続きを定めています。事業実施の際は、マニュアル第1章のほか、次の(1)～(4)の実施する事業の種類に応じたマニュアルを必ず確認してください。

事業の種類	マニュアル
(1) 長 寿 命 型（長期優良住宅：木造、新築）	第2章
(2) 高度省エネ型（認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅：木造、新築）	第3章
(3) 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅：木造、新築・改修）	第4章
(4) 優良建築物型（認定低炭素建築物等一定の良質な建築物（非住宅）：木造、新築）	第5章

第 1 章 (事業の概要、共通事項)

1 事業の趣旨

本事業は、地域における木造住宅生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、中小住宅生産者等が他の中小住宅生産者や木材、建材流通等の関連事業者とともに連携体制（グループ）を構築して、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・木造建築物の整備やこれと併せて行う三世代同居への対応等への支援を行うことにより

- (1) 地域の中小住宅生産者等が供給する住宅に関する消費者の信頼性の向上
- (2) 関連産業の多い、地域の木造住宅市場の振興による地域経済の活性化
- (3) 地域の住文化の継承及び街並みの整備
- (4) 地域の林業・木材産業関連事業者と住宅生産関連事業者との連携構築を通じた、木材利用量の増加及び森林・林業の再生
- (5) 住宅の省エネルギー化に向けた技術力の向上
- (6) 子育てを家族で支え合える三世代同居など複数世帯の同居がしやすい環境づくり

を目指すものです。

これらの観点から、本事業では、上記連携体制による、グループ毎に定められた共通ルールに基づく木造住宅の整備を行うグループを公募によって募り、その取組が良好なものについて国土交通省が採択し、採択されたグループに所属する中小住宅生産者が当該取組内容に基づく木造住宅の建設を行う場合、その費用の一部を予算の範囲内において補助するものです。

なお、本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としていることから、社会的にその適正な執行が強く求められています。地域型住宅グリーン化事業評価事務局（以下、「評価事務局」という。）と地域型住宅グリーン化事業実施支援室〔長寿命型及び優良建築物型・高度省エネ型〕（以下、この章では「実施支援室」という。）は、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

また、グループ募集要領や交付規程、マニュアル等で定められる義務が果たされないときは、評価事務局・実施支援室より改善のため指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取消を行う場合があります。

2 補助事業者及び補助対象

2. 1 補助事業者の要件

本事業において、交付申請可能な補助事業者は、木造住宅・木造建築物を施工する施工事業者です。更に売買契約による住宅の場合は当該住宅の売主であることとします。請負契約による住宅・建築物の場合は建築主を、売買契約による住宅の場合は買主を共同事業者とし、共に施工事業者が所属するグループの代表者を含めて共同事業実施規約を締結していただきます。

2. 2 補助対象の要件

2. 2. 1 木造住宅について

本事業の補助の対象となる木造住宅については、次の全ての要件を満たしていただきます。

【別紙 1】

- (1) 採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等に則して、グループの構成員である中小住宅生産者等により供給される住宅※¹の新築とします。ただし高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）においては、戸建住宅の新築および改修とします。
なお、いずれもモデルハウスは対象外とします。

- (2) 事業の種類に応じて次の要件を全て満たすものとします。

①長寿命型（長期優良住宅）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に基づき、所管行政庁による認定を受けたものとします。【別紙 3】

②高度省エネ型（認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づき所管行政庁による認定を受けたもの又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づき、所管行政庁による性能向上計画の認定を受けたものとします。【別紙 9】【別紙 10】

③高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）

次の i) 及び ii) の要件を全て満たすものとします。【別紙 2】【別紙 11】

- i) 住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等によって年間で一次エネルギー消費量が正味（ネット）で概ねゼロとなる住宅であること。【別紙 12】

具体的には、次の a) 及び b)、または c) のどちらかを満たすものとします。

- a) 別途定めるゼロ・エネルギーに関する評価方法（以下、本事業のゼロ・エネルギー評価方法とする【別紙 12】ロ）に基づいて、住宅の一次エネルギー消費量が概ねゼロとなるもの。
b) 再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率が 20%以上となるもの。
c) 学識経験者により構成される評価委員会（以下「評価委員会」とする、5.1 評価の実施体制）によって、上記の①、②と同等以上の水準の省エネ性能を有する住宅として認められたもの。【別紙 12】ハ)

- ii) 外皮性能について省エネ地域区分ごとに設定されている ZEH の強化外皮基準値（外皮平均熱貫流率）以下の性能を有するもの。【別紙 2】

詳しくは、マニュアル第 4 章を確認してください。

- (3) 各補助対象住宅に関わる事業者にあつては、それぞれ設計者・施工管理者・大工技能者のうちいずれか1人が、住宅省エネルギー技術講習会^{※2}の修了者であることが必要です。
- (4) ゼロ・エネルギー住宅は着工許可書に記載の日付以降、その他の住宅・建築物は採択通知に記載の日付^{※3}以降に着工（根切り等の着手）が可能です。
- (5) 主要構造部に用いる木材は、グループが定める地域材^{※4}を使用するものとします。

※1 請負住宅・建売住宅（売買契約による住宅）・賃貸住宅の別は問いません。ただし、建売住宅の場合は、交付申請する事業者が当該住宅の施工事業者であることに加え、宅地建物取引業の免許保有者であることが必要です。また、高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）については、別途記載の要件を満たしたものとします。【別紙2】

※2 住宅の省エネルギー技術講習会とは、平成24年度より全国で実施されている「住宅省エネルギー技術講習会（施工技術者講習会、設計者講習会）」をいいます。
なお、この講習会では、受講者の依頼に基づく依頼講習会も実施されています。詳細は【別紙25】を参照してください。

（参考）

地球温暖化対策計画に定められた家庭部門のCO₂排出量の2030年度の削減目標に向け、住宅の省エネルギー基準適合率の向上が求められています。戸建て住宅の約4割を供給する中小工務店では省エネ施工技術の浸透が十分ではなく、施工技術講習の受講等によりその技術力を向上する必要があります。住宅の省エネルギー技術に関する講習の一例として、平成24年度から全国で「住宅省エネルギー技術講習会（施工技術者講習会、設計者講習会）」が実施されています。全都道府県で開催されておりますので、詳細は講習会の全国事務局HPをご確認ください。

（全国事務局HP）<http://www.shoene.org/index.html>

※3 年度途中で配分額の追加があった場合、追加の配分で事業の対象となる住宅は、「配分額の変更の通知日」以降に着工するものとします。

※4 地域材の使用割合等については、適用申請書に記載した共通ルール等を満たしたものとします。

木造住宅の要件に関する補足

- ・対象住宅は、建築主（売買契約による住宅の場合は買主）自らが居住するもの、又は建築主が所有者となって賃貸するものとします。
- ・対象住宅は、建築主と当該申請の施工事業者が住宅の工事請負契約を締結し、かつ当該住宅の建設を自ら（当該申請の施工事業者）行う者によって供給される住宅（請負住宅）、又は買主と売買契約を締結し、かつ当該住宅の建設を当該申請の施工事業者が行う住宅（建売住宅）の何れかである必要があります。
- ・本事業の要件に係わる工事はグループの構成員である中小住宅生産者等により施工することとします。分離発注の場合で本事業の要件に係わる工事をグループの構成員外の施工事業者が実施する住宅は、補助対象となりません。
- ・当該申請の施工事業者が建築主となり自らが使用する住宅は補助対象になりません。
- ・対象住宅は、平成30年度内に事業に着手^{※1}すると共に交付申請を行う必要があります^{※2}。採択

された配分額内であっても、平成30年度中に着手に至らないもの、交付申請に至らないもの、完了実績報告の期限までに完了実績報告に至らないものについては補助対象となり得ません。

※1「3. 5 着手・着工・完了について」による。

※2 交付申請期限は平成31年1月31日までですので、申請漏れがないことを確認の上、期限までに必ず提出してください。なお、平成31年1月16日以降の交付申請については、第2回進捗状況調査で予定していたもののうち、交付申請までに予定していた工事請負契約の締結が間に合わない場合に限り、年度内に契約を締結する旨等を誓約する書面（指定書式）を交付申請時に提出することにより、交付申請の際に必要な工事請負契約書（写し）の提出を不要とする措置を設けます。この場合、工事請負契約は年度内（平成31年3月31日まで）に締結しなければならないことにご留意ください。契約後は別にお知らせする時期に工事請負契約の写しを実施支援室に提出していただきます。

- ・長期優良住宅・認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅の認定に係る完了報告の提出を必要としていない区域に建設する住宅やゼロ・エネルギー住宅については、完了実績報告時に建築士により住宅の性能を確認した結果を報告していただきます。

2. 2. 2 木造建築物について

本事業の補助の対象となる建築物については、次の全ての要件を満たしていただきます。

【別紙 1】

- (1) 採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等に則して、グループの構成員である中小住宅生産者等により供給されるものとします。
- (2) ①から③のいずれかの認定または評価等を受けたものとします。
 - ① 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく所管行政庁による認定【別紙13】
 - ② 評価機関による建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の評価※1【別紙14】
BEIの値1.0以下
 - ③ 認証機関等の第三者による建築環境総合性能評価システム（CASBEE）の認証【別紙15】 建築物の環境効率（BEE ランク）1.0（B+）以上
- (3) グループに対する採択通知の日付け※2以降に着工（根切り等の着手）するものとします。
- (4) 床面積が55㎡以上のものとします。
- (5) 主要構造部に用いる木材は、グループが定める地域材※3を使用するものとします。

※1 上記②の場合は、BEIの値に応じて以下のa) からf) の6つの項目との組み合わせを要件とします。BEIの値が0.8を超え1.0以下（★★）の場合は任意の2項目、BEIの値が0.8以下（★★★以上）の場合は不要とします。

- a) 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項」に定める省エネルギー基準相当であること【別紙16】
- b) ビル・エネルギー・マネジメント・システム（BEMS）を設置していること【別紙17】
- c) 太陽光等再生可能エネルギー発電設備及びこれと連携した定置型蓄電池を設置していること【別紙18】
- d) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定

める劣化対策等級3相当【別紙19】

e) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく建築物移動等円滑化基準を満たしていること【別紙20】

f) 内外装木質化の要件は以下のいずれかを満たすこととします。

i) 床、壁、天井などの内装について、床面積の過半の面積を地域材による仕上げとする。

ii) 外壁の見付面積の過半の部分を地域材による仕上げとする。

※2 配分額の追加があった場合、配分額の追加分で事業の対象となる建築物は、配分額の変更の通知日以降に着工するものとします。

※3 地域材の使用割合等については、適用申請書に記載した共通ルール等を満たしたものとします。

木造建築物の要件に関する補足

- ・対象建築物は、建築主自らが使用するもの、又は建築主が所有者となって賃貸するものとします。
- ・対象建築物は、建築主と当該申請の施工事業者が建築物の工事請負契約を締結し、かつ当該建築物の建設を自ら（当該申請の施工事業者）行う者によって供給される建築物である必要があります。
- ・当該申請の施工事業者が建築主となり自らが使用する建築物は補助対象になり得ません。
- ・本事業の要件に係わる工事はグループの構成員である中小住宅生産者等により施工することとします。分離発注の場合で本事業の要件に係わる工事をグループの構成員外の施工事業者が実施する建築物は、補助対象となり得ません。
- ・床面積は、建築基準法の床面積算定の考え方に従い原則壁芯による算定とし、壁、屋根で囲まれた補助対象部分が55㎡以上である必要があります。
- ・対象建築物は、平成30年度内に事業に着手^{※1}すると共に交付申請を行う必要があります^{※2}。採択された配分額内であっても、平成30年度中に着手に至らないもの、交付申請に至らないもの、完了実績報告の期限までに完了実績報告に至らないものについては補助対象となり得ません。

※1「3. 5 着手・着工・完了について」による。

※2 交付申請期限は平成31年1月31日までですので、申請漏れがないことを確認の上、期限までに必ず提出してください。なお、平成31年1月16日以降の交付申請については、第2回進捗状況調査で予定していたもののうち、交付申請までに予定していた工事請負契約の締結が間に合わない場合に限り、年度内に契約を締結する旨等を誓約する書面（指定書式）を交付申請時に提出することにより、交付申請の際に必要な工事請負契約書（写し）の提出を不要とする措置を設けます。この場合、工事請負契約は年度内（平成31年3月31日まで）に締結しなければならないことにご留意ください。契約後は別にお知らせする時期に工事請負契約の写しを実施支援室に提出していただきます。

- ・認定低炭素建築物の認定に係る完了報告の提出を必要としない区域に建設する建築物、BELSの評価またはCASBEEの認証に基づく建築物については、完了実績報告時に建築士により建築物の性能を確認した結果を報告していただきます。

参考:木造建築物(非住宅)への補助要件

申請パターン		①	②-1	②-2	③
		認定低炭素建築物の認定を取得すること	BELS★★★を満たすこと	BELS★★かつその他項目のうち任意の2項目を満たすこと	CASBEEの評価ランクB+を満たすこと
1次エネルギー消費量	認定制度	認定低炭素建築物	BELS		CASBEE
	第三者認定	要	要		要
	水準	省エネ基準 ▲10%	★★★ (省エネ基準 ▲20%相当)	★★ (省エネ基準 相当)	B+
その他の項目	a)外皮基準 (省エネ基準相当)	認定の際の 必須項目		2つ以上の 項目を選択	認定の際の 評価項目に 同様の考え 方が含まれ ており独自 の重み付け がされてい る
	b)BEMS設置	認定の際の 選択項目に 含まれる	—		
	c)太陽光等再生可能 エネルギー設備及び連 携した定置型蓄電池		—		
	d)劣化対策(劣化対 策等級3と同等)		—		
	e)バリアフリー法で 定める建築物移動等 円滑化基準	—	—		
	f)内外装木質化(床 面積の過半又は外 壁の見付面積の過半	—	—		

2. 3 補助額

2. 3. 1 木造住宅について

長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅）の補助額は、次の（1）から（3）の合計を上限とします。

（1）補助金額

事業の種類に応じて次①から③により算定された額とします。

① 長寿命型（長期優良住宅）

「2. 5 補助対象となる経費 2. 5. 1」の1／10以内の額で、かつ住宅1戸当たり110万円（補助を受ける施工事業者が平成27～29年度の3年間の地域型住宅グリーン化事業において長期優良住宅の補助金を活用した実績^{*1}が合計4戸（8戸^{*2}）以上の場合は、1戸あたり100万円）（以下「長寿命型の補助金額」という。）を上限とします。

ただし、長寿命型の補助金額は、当該住宅の建設工事費のうち長期優良住宅とすることによる掛かり増し費用相当額の1／2以内の額とします。

なお、1戸当たりの補助金の額は50万円を下限とし、上限まで5万円単位^{※3}で設定できます。

② 高度省エネ型（認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅）

「2.5 補助対象となる経費 2.5.1」の1/10以内の額で、かつ住宅1戸当たり110万円（補助を受ける施工事業者が平成27～29年度の3年間の地域型住宅グリーン化事業において高度省エネ型（認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅）の補助金を活用した実績^{※1}が合計4戸（8戸^{※2}）以上の場合は、1戸あたり100万円）（以下「高度省エネ型（低炭・性能）の補助金額」という。）を上限とします。

ただし、高度省エネ型（低炭・性能）の補助金額は、当該住宅の建設工事費のうち認定低炭素住宅または性能向上計画認定住宅とすることによる掛かり増し費用相当額の1/2以内の額とします。

なお、1戸当たりの補助金の額は50万円を下限とし、上限まで5万円単位^{※3}で設定できます。

③ 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）

「2.5 補助対象となる経費 2.5.2」に記載された費用合計の1/2以内の額（新築（請負）の場合は「2.5.1 補助対象となる経費」の1/10以内の額）で、かつ住宅1戸当たり140万円（補助を受ける施工事業者が平成27～29年度の3年間の地域型住宅グリーン化事業においてゼロ・エネルギー住宅の補助金を活用した実績^{※1}が合計4戸（8戸^{※2}）以上の場合は、1戸あたり125万円）（以下「高度省エネ型（ゼロエネ）の補助金額」という。）を上限とします。

ただし、新築（請負）の場合の高度省エネ型（ゼロエネ）の補助金額は、当該住宅の建設工事費のうちゼロ・エネルギー住宅とすることによる掛かり増し費相当額の1/2以内の額とします。

なお、1戸当たりの補助金の額は50万円を下限とし、上限まで5万円単位^{※3}で設定できます。

※1 「補助金活用の実績」の該当事業名は、以下のa から e までが対象となります。

なお、a から d までは補助金の交付実績で判断し、e は交付申請を行った場合でも活用実績「有」とします。

- a) 平成27年度地域型住宅グリーン化事業
- b) 平成27年度地域型住宅グリーン化事業（補正）
- c) 平成28年度地域型住宅グリーン化事業
- d) 平成28年度地域型住宅グリーン化事業（補正）
- e) 平成29年度地域型住宅グリーン化事業

※2 東日本大震災の特定被災区域または平成28年熊本地震の被災地に存する施工事業者の場合。【別紙7】【別紙8】

※3 5万円単位で切り捨てとなります。

補助額に関する補足

- ・掛かり増し費用とは、通常の仕様で建設する場合の工事費と、本事業で必要としている性能（長寿命型であれば長期優良住宅）で建設する場合の工事費の差額のこと。

(2) 木造住宅への地域材利用（地域材加算）

補助対象の住宅が、主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半【別紙 4】において、「3. 6 本事業における「地域材」の考え方」に示す「地域材」を使用する場合は、予算の範囲内で補助金額を加算します（以下、「地域材加算」という。）。加算する補助金の額は、1戸当たり上限20万円（以下「地域材加算の補助額」という。）とし、10万円単位で設定できます。

ただし、地域材加算の額は、主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半において、「地域材」を使用することによる掛かり増し費用相当額の1/2以内の額とします。

※高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の改修においては改修した部分の主要構造材の過半

(3) 三世代同居への対応（三世代同居加算）

補助対象の住宅が、三世代同居対応住宅の要件【別紙 5】を満たす場合は、予算の範囲内で補助金額を加算します（以下、「三世代同居加算」という。）。加算する補助金の額は、1戸当たり上限30万円（以下「三世代同居加算の補助額」という。）とし、10万円単位で設定できます。

ただし、三世代同居加算の額は、調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する住宅とすることによる掛かり増し費用相当額の1/2以内の額とします。

※高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の改修においては新設により要件を満たした住宅、かつ新規設置した設備の掛かり増し費用相当額

補助金額の留意点

- ・個別の住宅に対する補助金は、採択されたグループに対する配分額をもとに、補助限度額を上限に、構成員である施工事業者に割り当てていただきます。
- ・グループに対する配分額が要望額を下回る場合、グループ内で補助対象となる木造住宅及び個別の住宅に対する補助金の額を設定して、事業の種類等による枠の中で補助対象戸数を増やすことができます。

2. 3. 2 木造建築物について

「2. 5 補助対象となる経費について 2. 5. 1」の1/10以内の額で、かつ床面積1㎡あたり1万円を上限（以下「優良建築物型の補助金額」という。）とします。

ただし、1棟当たりの補助金の額は50万円を下限とし、上限まで1万円単位※とします。

なお、優良建築物型の補助金額が、認定低炭素建築物等の一定の良質な木造建築物とすることによる掛かり増し費用相当額の1/2以内の額とします。

※ 1万円単位で切り捨てとなります。

2. 4 施工事業者 1 社が受けられる補助金額の上限

2. 4. 1 木造住宅について

施工事業者 1 社あたりが受けられる補助金額の上限は、採択されたグループに対する配分額の範囲内で次の表 1 の通りとします。ただし、地域材加算及び三世代同居加算を活用する場合の加算額は、それぞれ表 1 に別途加算できるものとします。

<表 1 施工事業者 1 社が受けられる補助金額の上限> 【別紙 6-1】

タイプ	長寿命型		高度省エネ型 (合計)	
補助金活用実績※ ¹	3 戸以下 (7 戸以下)	4 戸以上 (8 戸以上)	3 戸以下 (7 戸以下)	4 戸以上 (8 戸以上)
通常枠 [三世代同居住宅を含む]	770 万円 (1,540 万円)	700 万円 (1,400 万円)	280 万円 (560 万円)	250 万円 (500 万円)
特別加算措置枠 [三世代同居住宅のみ]	330 万円 (660 万円)	300 万円 (600 万円)	140 万円 (280 万円)	125 万円 (250 万円)
合計	1,100 万円 (2,200 万円)	1,000 万円 (2,000 万円)	420 万円 (840 万円)	375 万円 (750 万円)
申請できる配分額の枠※ ³	①制限枠 ②制限無枠	②制限無枠	①制限枠 ②制限無枠	②制限無枠

※1 2. 3. 1 (1) の※1 参照

※2 () 内は、東日本大震災の特定被災区域または平成 28 年熊本地震の被災地に存する施工事業者の場合

※3 採択されたグループに対する配分額は、「①施工経験が 3 戸以下 (7 戸以下) である施工事業者が申請できる実施枠 (以下「①制限枠」という。)」と「②施工業者に制限を設けない実施枠 (以下「②制限無枠」という。)」があります。

※4 施工経験が 3 戸以下 (7 戸以下) である施工事業者も「②制限無枠」の配分を用いて申請できますが、この場合の当該事業者が受けられる補助金額の上限は、施工経験が「4 戸以上 (8 戸以上)」のものが適用されます。

※5 施工経験の戸数は、事業の種類に応じて判断します。

補助金活用の留意点

- ・通常枠、特別加算措置枠は、タイプ別 (長寿命型・高度省エネ型) に上限が適用されます。
- ・特別加算措置枠は、三世代同居の要件を満たす住宅であっても、三世代同居加算を活用しない場合は対象となりません。
- ・通常枠と特別加算措置枠のそれぞれの配分額を合算して申請することができますが、この場合は三世代同居加算の適用を受ける住宅に限られます。
- ・グループが採択されることにより、適用申請書に記載されたグループの供給予定戸数の全てを補助対象として認めるものではありません。なお、採択後の供給状況に応じ、決定した配分額を変更することもありますので予めご注意ください。
- ・中規模工務店の上限については、補助金額に関わらず 1 戸とします。【別表 6-2】参照

2. 4. 2 木造建築物について

施工事業者1社が受けられる補助金額の上限は、1,000万円（1,000㎡分）とします。【別紙6-1】

2. 5 補助対象となる経費

2. 5. 1 長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅）及び優良建築物型の経費について

補助金交付の対象となる経費の範囲は、当該木造住宅・建築物の建設に要する費用であって、以下の表2に掲げるものです。

なお、表2に記載した工事以外の工事を実施することに差し支えはありませんが、その費用は補助対象とはなりません。補助金交付申請書及び完了実績報告書の「補助対象経費」には、補助対象となる経費のみ計上してください。

<表2 補助対象となる建築工事費>

科 目	説 明	
建築工事費 (補助対象工事費)	主体工事費	建築主体の工事に要する費用。
	屋内電気設備 工事費	屋内の電気その他の配線工事及び器具(配電盤を含む。)の取付けに要する費用(玄関ポーチ灯工事は含む)。
	屋内ガス設備 工事費	屋内のガス設備の設置工事に要する費用(屋外壁面に設置する給湯機を含む)。
	屋内給排水設備 工事費	屋内の給水配管工事、排水配管工事(建築物外の第1ためます及びそれに至る部分の工事を含む。)及び衛生器具の取付けに要する費用。
備考		
※ 通常、建築設備として建築物に組み込まれる形で設置されるものは補助対象となります。		
※ 現場管理に必要な費用で、事務・通信・運搬・監督の人件費については、上記工事費の中に含めることができます。		

以下は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

<表 2-2 補助対象外費用（例）>

対象外費用		項目
1. 用地費、 土工事費 等		用地費、造成工事、擁壁工事、盛土工事等
2. 工事費※1	本体 関係	地盤改良工事
		解体工事
		インナーガレージ、店舗併用住宅における店舗部分等の工事費（木造住宅の場合）・住宅部分の工事費（木造建築物の場合） ※工事床面積に応じて、対象外部分工事費を面積按分で見積もることも可とします。
		太陽光発電設備（付属するモニターを含む）
		昇降機
		煙突※2、アンテナ、屋上緑化等
		屋外 関係
	屋外給排水工事、屋外ガス設備工事	
	幹線引込み工事	
	外構工事（屋外緑化工事含む）、ウッドデッキ等	
3. 購入品		分離して購入できるもの（カーテン、ブラインド、日射調整フィルム、遮熱塗料※3・遮熱シート、ペレットストーブ※4、エアコン※5、後付けの家具等）
4. 設計、監理、 申請関係費	設計料	
	工事監理費	
	上下水道申請費、電力会社申請費、行政申請費、各種審査費、BELS申請費、保険保証関係費、地耐力調査費等	
5. 他の補助金		国庫補助が含まれる他の補助金制度の対象となっているもの （補助対象外費用部分に切り分け可能なもののみ併用可能。本事業の補助対象と重複しているものは併用不可。） 地方公共団体等の補助金制度を利用しているもののうち、補助金相当額の部分

※1 設備取付け工事の場合は、設備本体の価格も補助対象外となります。

※2 屋外の工作物にあたるもの。ストーブの煙突は補助対象となります。

※3 付加的に塗布する塗料とし、仕上げ材と一体になっているものは補助対象となります。

※4 煙突工事が必要な据え置き式のストーブは補助対象となります。

※5 高度省エネ型の場合は補助対象となります。

補助対象となる建築工事費の留意点

- ・高効率給湯器等の補助（国庫補助が含まれるもの）を別途受ける場合、補助対象経費から当該設備の設置にかかる工事費については除外する必要があります。ただし、高度省エネ型は、外皮計算及び一次エネルギー計算に寄与する工事や設備類が補助対象となっており、これらを補助対象経費から除く事ができない（どちらかの補助を受けられなくなる）ので注意して

ください。

- ・ 建築主が自ら購入したもの（施主支給品）については、補助対象となる経費に含めることはできません。住宅設備等をリース品とする場合も同様に補助対象外となりますが、高度省エネ型の場合は、補助の要件となっている設備を補助対象から外することができない（補助を受けられなくなる）ので、ご注意ください。

2. 5. 2 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の経費

掛かり増し費用相当額とし、①～③の合計額とします。

- ① 住宅の省エネ化に係る建築構造、建築設備等の整備に要する費用
- ② 調査設計計画に要する費用
- ③ 効果の検証等に要する費用

ただし、新築（請負）の場合は、「2. 5. 1 長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅・性能向上認定住宅）及び優良建築物型の経費について」と同様の費用によることも出来ます。詳しくは、マニュアル第4章を確認してください。

2. 6 その他

国の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等）に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、適正化法）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業と併用することは原則できません。地方公共団体が実施する補助事業についても、国費が含まれている場合がありますので、地方公共団体に確認してください。

補助金の併用に関する補足

- ・ 本マニュアルにおける併用とは、「工事請負契約が同一の工事」又は「工事請負契約が別でも工事期間が重複する工事」について、複数の補助制度を適用することをいいます。
- ・ 補助対象となる部位が明確に切り分けられる場合は、国の他の補助金の対象部位を除く部位について補助対象となる場合があります。ただし、以下の国の他の補助事業については、その目的・補助対象が本事業と重複することから、補助対象部位の切り分けに関わらず併用することはできません。
 - ① ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業
 - ② 住宅・建築物の建設に関する都道府県等からの補助（国庫補助が含まれているもの）
- ・ 国の他の補助金が含まれない補助事業と併用する場合であっても、補助対象となる経費から当該補助事業の補助金を除いてください。
- ・ 同一の住宅を本事業の複数の事業の種類に申請することはできません。
- ・ 国庫補助が含まれる他の補助金が構造材に地域材を使用することにより受給できる要件であった場合、補助対象部分が重複するため、地域材加算を受けることはできません。
- ・ 国庫補助が含まれる他の補助金が仕上げ材（床材、壁材等）に地域材を使用することにより受給できる要件であった場合、仕上材に係る費用（材料費、設置費、工事費等）を本事業の対象工事費より除くことにより併用できます。
- ・ 住まい給付金、住まいの復興給付金との併用は可能です。

3 補助事業の実施

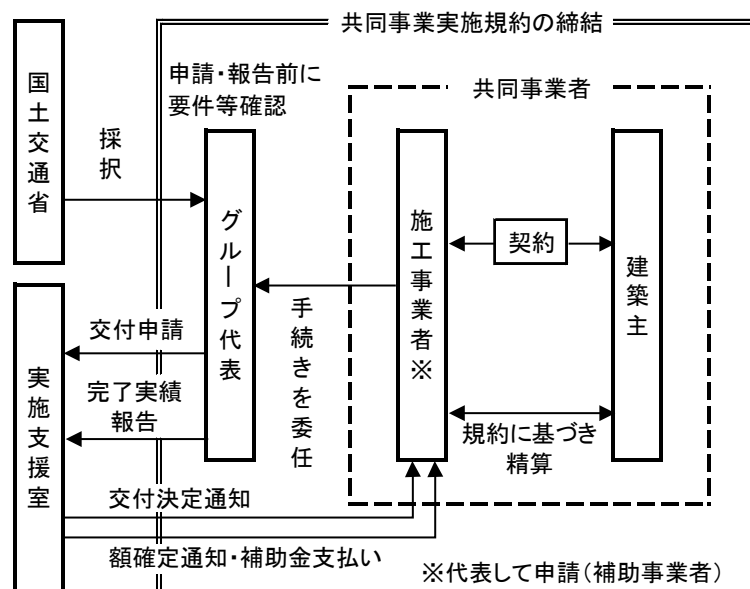
3. 1 補助事業の実施体制

3. 1. 1 申請手続きを行うもの

補助金の交付を受けようとする者は、交付規程及び本マニュアルに従って、所要の手続きを行う必要があります。

具体的には、本事業は建築主と施工事業者が手続きを共同して行うこととなりますが、共同事業実施規約において、施工事業者が代表として交付申請者（補助事業者）になります。

なお、交付申請等の際は、グループが、本事業の要件やグループで定めた共通ルール等、本事業の必要事項への適合の確認や、実施支援室への申請書類の提出などをおこなうこととなるため、グループが交付申請者（補助事業者）の申請代理人として委任を受け対応することとします。



3. 1. 2 申請の制限

施工事業者が複数のグループの構成員として所属することは可能ですが、施工事業者が補助を受けられる（交付申請できる）グループ数は1グループのみとします。

また、次のいずれかに該当する者については、補助金交付申請を制限します。

- (1) 平成27年度以降、国土交通省住宅局が所管する補助事業において、本補助金の交付規程第13の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者
- (2) 暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にある者

3. 1. 3 共同事業実施規約等について

本補助事業の補助金相当額は、建築主（売買契約による住宅は買主）に還元される必要があることから、様式3（売買契約による住宅は様式3-3）により共同事業実施規約を締結し、交付申請時（売買契約による住宅は完了実績報告時）に提出していただきます。共同事業実施規約において、補助事業者が受領した補助金を建築主（買主）に還元することを定めていただきます。建築主（買主）は、契約額の全額を施工事業者（売買契約による住宅は施工事業者でもある売主。以下同じ。）に支払い、施工事業者が補助金を受領後に、施工事業者から

建築主（買主）に補助金が支払われることとなります。

補助額は、実施支援室が完了実績報告の内容を適切と認めた後に施工事業者（補助事業者）に送付する「額の確定通知書」に記載された「確定補助額」です。

なお、売買契約による住宅は、交付申請時には買主が決定していないことがあるため、誓約書を交付申請時に提出していただきます。誓約書においては、買主が決定したら共同事業実施規約（様式3-3）を締結することなどを誓約していただきます。

記載方法等の詳細については、マニュアル第2章～第5章の提出書類に関する注意事項欄を確認してください。

共同事業実施規約の留意点

- ・共同事業実施規約の建築主（買主）は、工事請負契約書（売買契約書）と同一の者としてください。契約書の建築主が連名の場合は、共同事業実施規約も連名となり、交付申請書（様式2）、完了実績報告（様式10）の建築主（買主）、申請ツールも連名となります。
- ・補助金の還元は、工事請負契約（売買契約）の契約額から、予め補助金相当額を差し引いた額を契約額とすることはできません。
- ・売買契約による住宅の場合は、補助金相当額を買主に還元する必要があることから、買主と売買契約を締結し引渡しが終わった後でなければ完了実績報告を提出することはできません。（対象住宅の完成の段階では事業完了となりません。）
- ・補助金の精算（補助金相当額の建築主・買主への支払い）は、完了実績報告後に額の確定がされ、実施支援室から補助事業者への補助金振込後速やかに行っていただきます。

3. 2 手続きの概要

採択されたグループに所属する中小住宅生産者が、採択を受けた取組内容に従って建設する木造住宅・木造建築物の建設工事費についての補助金を受けるためには、マニュアル第1章のほか、国土交通省外に設ける「地域型住宅グリーン化事業実施支援室（以下、長寿命型等実施支援室（長寿命型及び優良建築物型）、高度省エネ型実施支援室（高度省エネ型）という）が、各々で別途定める「マニュアル（第2章～第5章）」に従い、補助対象となる木造住宅・木造建築物ごとに補助金交付申請を行うとともに、事業終了時に完了実績報告を行っていただく必要があります。

補助対象となる木造住宅・木造建築物に対する補助金の額は、グループに対する配分額内で、構成員である中小住宅生産者等に適宜割り当てていただくことになります。

3. 3 実施支援室の窓口及び書類提出について

受付の窓口は、長寿命型等実施支援室〔長期優良住宅、優良建築物〕、高度省エネ型実施支援室〔認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅〕の2つに分かれていますので、書類の提出も事業の種類ごとにそれぞれの実施支援室にグループ事務局で一括して提出いただくこととなります。

提出先はマニュアル（第2章～第5章）を参照してください。

3. 4 補助金交付申請及び完了実績報告の受付期間

(1) 交付申請

i) 交付申請の受付期間は、下記の通り、平成30年8月9日から平成31年1月31日までの間で7期に分けて受け付けます。(現在の予定であり、今後変更の場合があります。)

第1期 平成30年8月9日(木) から 平成30年8月20日(月) まで (必着)

第2期 平成30年9月3日(月) から 平成30年9月7日(金) まで (必着)

第3期 平成30年10月1日(月) から 平成30年10月5日(金) まで (必着)

第4期 平成30年11月1日(木) から 平成30年11月7日(水) まで (必着)

第5期 平成30年12月3日(月) から 平成30年12月7日(金) まで (必着)

第6期 平成30年12月21日(金) から 平成30年12月28日(金) まで (必着)

第7期 平成31年1月23日(水) から 平成31年1月31日(木) まで (必着)

※ ただし、高度省エネ型については、上記期間に限らず平成30年8月9日から平成31年1月31日までの間で随時受付とします。申請漏れがないことを確認の上、期限までに必ず提出してください。

※ 交付申請は、工事請負契約締結後、原則1ヶ月以内かつ受付期間内に実施支援室に提出してください。なお、平成31年1月16日以降の交付申請については、第2回進捗状況調査で予定していたもののうち、交付申請までに予定していた工事請負契約の締結が間に合わない場合に限り、年度内に契約を締結する旨等を誓約する書面(指定書式)を交付申請時に提出することにより、交付申請の際に必要な工事請負契約書(写し)の提出を不要とする措置を設けます。この場合、工事請負契約は年度内(平成31年3月31日まで)に締結しなければならないことにご留意ください。契約後は次の時期に所定の表紙を添付の上、工事請負契約書の写しを実施支援室に提出していただきます。

契約書の提出時期 平成31年4月1日(月)から平成31年4月8日(月)まで (必着)

ii) 交付申請を行わずに配分額を余らせているグループが多く、現時点の執行内容を精査すると、来年度事業でご提案があっても不採択や大幅な配分額の減額となるグループが多く生じる懸念があることから、交付申請を下記の期間に追加で受け付けます。未活用の配分額を極力少なくするよう、積極的に交付申請手続きを進めてください。

第8期 平成31年3月18日(月) から 平成31年3月29日(金) まで (必着)

※ ただし、高度省エネ型については、上記期間に限らず平成31年2月28日から平成31年3月29日(必着)までの間で随時受付とします。申請漏れがないことを確認の上、期限までに必ず提出してください。

※ 交付申請までに予定していた工事請負契約の締結が間に合わない場合に限り、年度内に契約を締結する旨等を誓約する書面(指定書式)を交付申請時に提出することにより、交付申請の際に必要な工事請負契約書(写し)の提出を不要とする措置を設けます。この場合、工事請負契約は年度内(平成31年3月31日まで)に締結しなければならないことにご留意ください。契約後は次の時期に所定の表紙を添付の上、工事請負契約書の写しを実施支援室に提出していただきます。

契約書の提出時期 平成31年4月1日(月)から平成31年4月8日(月)まで (必着)

(2) 完了実績報告

i) 完了実績報告の受付期間は、下記の通り、平成30年11月12日から平成31年2月8日までの間で4回に分けて受け付けます。(現在の予定であり、今後変更の場合があります。)

第1回 平成30年11月12日(月) から 平成30年11月16日(金) まで (必着)

第2回 平成30年12月10日(月) から 平成30年12月14日(金) まで (必着)

第3回 平成31年1月7日(月) から 平成31年1月11日(金) まで (必着)

第4回 平成31年2月4日(月) から 平成31年2月8日(金) まで (必着)

※ ただし、高度省エネ型については、上記期間に限らず平成30年11月12日から平成31年2月8日までの間で随時受付とします。

※ 事業完了後、原則1ヶ月以内かつ受付期間内に実施支援室に提出してください。

※ 平成31年2月8日までに完了実績報告書を提出できない場合、必ず平成31年1月31日までの交付申請を行い、以下のような理由例を参考に実績報告期限(平成31年2月8日)までに未完了報告を提出してください。この未完了報告をもとに、翌年度への予算の繰越(実績報告期限の延長)について手続きを進めます。なお、未完了報告の提出方法については、別途ご連絡します。

- A) 隣家との調整(工事に伴う騒音・振動、日照、工事用資材等の運搬路等)に不測の日数を要した場合
- B) 自己都合に因らない設計変更があった場合
- C) 建築確認その他の関係機関との協議・許認可に不測の日数を要した場合
- D) 工事の施工に伴い明らかとなった状況変化(土質、地盤等)があった場合
- E) 豪雨・豪雪等があった場合
- F) 資材の入手難、特注品の納期延期があった場合

※ 交付申請を平成31年2月28日から平成31年3月29日までに行ったものについては、前記のような理由例を参考に平成31年3月29日までに未完了報告を提出してください。なお、未完了報告の提出方法については、別途ご連絡します。

ii) 未完了報告を提出した住宅・建築物の完了実績報告の受付期間は、下記の通り、2019年9月30日までの間で7回に分けて延長して受け付けます。

第5回 2019年3月18日(月) から 2019年3月25日(月) まで (必着)

第6回 2019年4月22日(月) から 2019年4月26日(金) まで (必着)

第7回 2019年5月27日(月) から 2019年6月3日(月) まで (必着)

第8回 2019年6月24日(月) から 2019年7月1日(月) まで (必着)

第9回 2019年7月29日(月) から 2019年8月5日(月) まで (必着)

第10回 2019年8月26日(月) から 2019年9月2日(月) まで (必着)

第11回 2019年9月20日(金) から 2019年9月30日(月) まで (必着)

※ ただし、高度省エネ型については、上記期間に限らず 2019年9月30日(必着) までの間で随時受付とします。

※ 事業完了後、原則1ヶ月以内かつ受付期間内に実施支援室に提出してください。

※ 自然災害の影響等により工事完了が遅れ 2019 年 9 月 30 日までに完了実績報告を提出できない場合（売買契約による住宅の場合は、2019 年 9 月 30 日の時点で買主が決定しているものに限る）は、速やかに、かつ 2019 年 9 月 30 日までに実施支援室にご相談のうえ手続きしてください。

3. 5 着手・着工・完了について

(1) 事業着手・事業完了について

平成 30 年度内に事業に着手（木造住宅の請負契約による住宅においては工事請負契約等を締結した時点、また、売買契約による住宅においては根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点。木造建築物においては、工事請負契約等を締結した時点。）し、かつ原則として定められた期日までに事業完了（請負契約による住宅・建築物については、契約に基づく工事が完成し、契約に基づく工事費全額の精算、かつ引き渡された時点。売買契約による住宅は、対象住宅の工事が完成し、売買契約の締結、契約に基づく費用全額の精算、かつ引き渡された時点。）した上で完了実績報告を提出する必要があります。

採択された戸数内（配分額内）であっても、原則として定められた期日までに事業完了に至らないものについては補助の対象となりません。

(2) 着工について

採択通知の日付以降に着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点）が可能です。なお、対象住宅・建築物に係る関係法令も遵守しなければなりませんのでご注意ください。

※ 採択通知の日付以前に着工した木造住宅・建築物は補助対象となりません。

※ 配分額の追加があった場合、配分額の追加分で事業の対象となる木造住宅・建築物は、配分額の変更の通知日以降に着工するものとします。

※ 交付決定前に着工する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知したうえで実施してください。

着手・着工・事業完了に関する補足

- ・請負契約による住宅、建築物においては、平成 30 年度内（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日）に工事請負契約等を締結したもので、下表の日付以降に着工し原則完了実績報告の期限までに事業完了し完了実績報告が提出できるものが対象になります。
- ・売買契約による住宅（建売住宅）においては、下表の日付以降かつ平成 30 年度内（平成 31 年 3 月 31 日まで）に着工し原則完了実績報告の期限までに買主と売買契約を締結し事業完了した上で完了実績報告が提出できるものが対象になります。

タイプ		着工が可能となる日
長寿命型		採択通知日かつ認定申請日 ^{※1} の何れか遅い日
高度省エネルギー型	認定低炭素住宅 性能向上計画認定住宅	採択通知日かつ認定申請日 ^{※2} の何れか遅い日
	ゼロ・エネルギー住宅	実施支援室が発行する着工許可書に記載の日付
優良建築物型		採択通知日 ^{※3}

注）配分額の追加があった場合は、「採択通知日」とあるのは「配分額の変更の通知日」とします。

※1 長期優良住宅等建築計画の認定申請を行った日

※2 認定低炭素建築物の認定申請を行った日又は性能向上計画認定（住宅）の認定申請を行った日

※3 認定低炭素建築物の認定を取得することを条件とする場合は、採択通知日かつ、認定低炭素建築物の認定申請を行った日の何れか遅い日

- ・採択通知の時点で着工していないことを現地写真により交付申請時に確認します。次の事項を遵守してください。（全ての住宅・建築物）

①敷地写真はカラーとし、周辺の建物等を写し込んだ着工前（更地）の敷地全景で採択通知日以降に撮影すること。

②敷地写真は、異なる場所（対角となる2方向）から撮影した敷地全景を2枚貼り付けること。

③写真には、採択通知の番号※、建築主名、撮影日が明記された看板を写し込むこと。

※採択通知の番号とは、採択通知書右上の「国住木第●●●-●●●」の●部分の番号です。

番号はグループ事務局に確認すること。配分変更の採択通知があった際は、変更後の採択通知の番号とすること。

④看板は、記載内容が鮮明に確認できる大きさとする。

⑤電子黒板を使用する場合は、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものであること。

⑥その他様式に記載の留意事項によること。

- ・売買契約による住宅は、着工直後の現地写真を完了実績報告時に確認します。次の事項を遵守してください。

①着工直後の写真はカラーとし、周辺の建物等を写し込んだ着工直後の敷地全景を撮影すること。

※着工直後とは…着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点）日を含め3日以内とし、工事に着手していることが確認できるものとします。

②敷地写真は、異なる場所（対角となる2方向）から撮影した敷地全景を2枚貼り付けること。

③写真には、採択通知の番号※、建築主名、撮影日が明記された看板を写し込むこと。

※採択通知の番号とは、採択通知書右上の「国住木第●●●-●●●」の●部分の番号です。

番号はグループ事務局に確認すること。配分変更の採択通知があった際は、変更後の採択通知の番号とすること。

④看板は、記載内容が鮮明に確認できる大きさとする。

⑤電子黒板を使用する場合は、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものであること。

⑥その他様式に記載の留意事項によること。

3. 6 本事業における「地域材」の考え方

本事業における「地域材」については、以下に示す(1)から(4)のいずれかに該当するとともに、グループ構成員である原木供給者により供給され、グループ構成員を介して供給されるものを原則とします。

また、本事業において使用する「地域材」については、グループの適用申請書においてその名称、産地、認証制度を特定したものとします。なお、これら「地域材」以外の木材の

使用を妨げるものではありません。

※ 適用申請書で指定した認証制度において必要かつ有効な登録・認定を受けた事業者による供給がなされていない等、認証制度の要求事項を満たしていない場合は、グループが採択された場合であっても、補助金交付の対象とはなりません。認証制度の要求事項については事前に十分ご確認ください。

- (1) 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品（例：都道府県等が実施する認証制度、木材表示推進協議会（FIPC）などの認証制度）
- (2) 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品（例：森林管理協議会（FSC）、PEFC 森林認証プログラム（PEFC）、「緑の循環」認証会議（SGEC）などの認証制度）
- (3) 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品
- (4) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に基づき合法であることが確認されている木材・木材製品

（参考）

- 合法性、持続可能性の証明について
合法性、持続可能性が証明される木材・木材製品については、合法木材ナビホームページ（<http://www.goho-wood.jp/>）などにおいて確認できます。
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）について
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に基づき合法であることが確認されている木材・木材製品については、クリーンウッド・ナビホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>）において確認できます。
- 「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）
第3 1（12）②違法伐採対策の推進
持続可能な森林経営を推進し、地球規模での環境保全を図るため、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づき、違法伐採及び関連する貿易に関する国際的な対話へ積極的に参画するとともに、開発途上国における人材育成等のプロジェクトへの支援等を推進する。また、我が国において、合法性の確認された木材・木材製品の利用を促進し、消費者、民間事業者等への普及拡大・信頼性の向上等に取り組むとともに、木材生産国等における違法伐採対策に係る情報収集等を強化する。

3. 7 木造住宅における「三世代同居対応住宅」の考え方

本事業における「三世代同居対応住宅」についての要件は、調理室、浴室、便所又は玄関のうち、いずれか2つ以上を住宅内に複数個所設置するものとします。対象とする設備等については、【別紙5】に掲げるものであることを要します。

なお、三世代同居加算を受ける場合は、交付申請前と完了実績報告前に建築士により木造住宅が三世代同居対応住宅の要件に適合していることを証明していただきます。

この、三世代同居対応住宅の要件に適合していることを証明する建築士は、原則としてグループに所属する者とし、当該物件の設計（完了実績報告時は工事監理を含む）を行った者も可能とします。

3. 8 許認可について

開設に際して許認可が必要な学校等の施設を補助対象として申請された場合は、許認可がなされたことを確認してから、補助金の支払いを行います。

4 補助金の交付に関する手続き

採択されたグループに所属する中小住宅生産者等が補助金の交付を受けるためには、以下に示す内容のほか、各章のマニュアル（第2章～第5章）の内容に沿って、補助対象となる住宅・建築物毎に補助金の交付に関する手続きを行う必要があります。本項では各タイプ共通の手続きをお知らせしますので、タイプにより異なる手続きについては、当該マニュアルをご参照ください。

タイプ毎のマニュアル

第2章 長 寿 命 型（長期優良住宅）

第3章 高度省エネ型（認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅）

第4章 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）

第5章 優良建築物型（認定低炭素住宅等一定の良質な建築物）

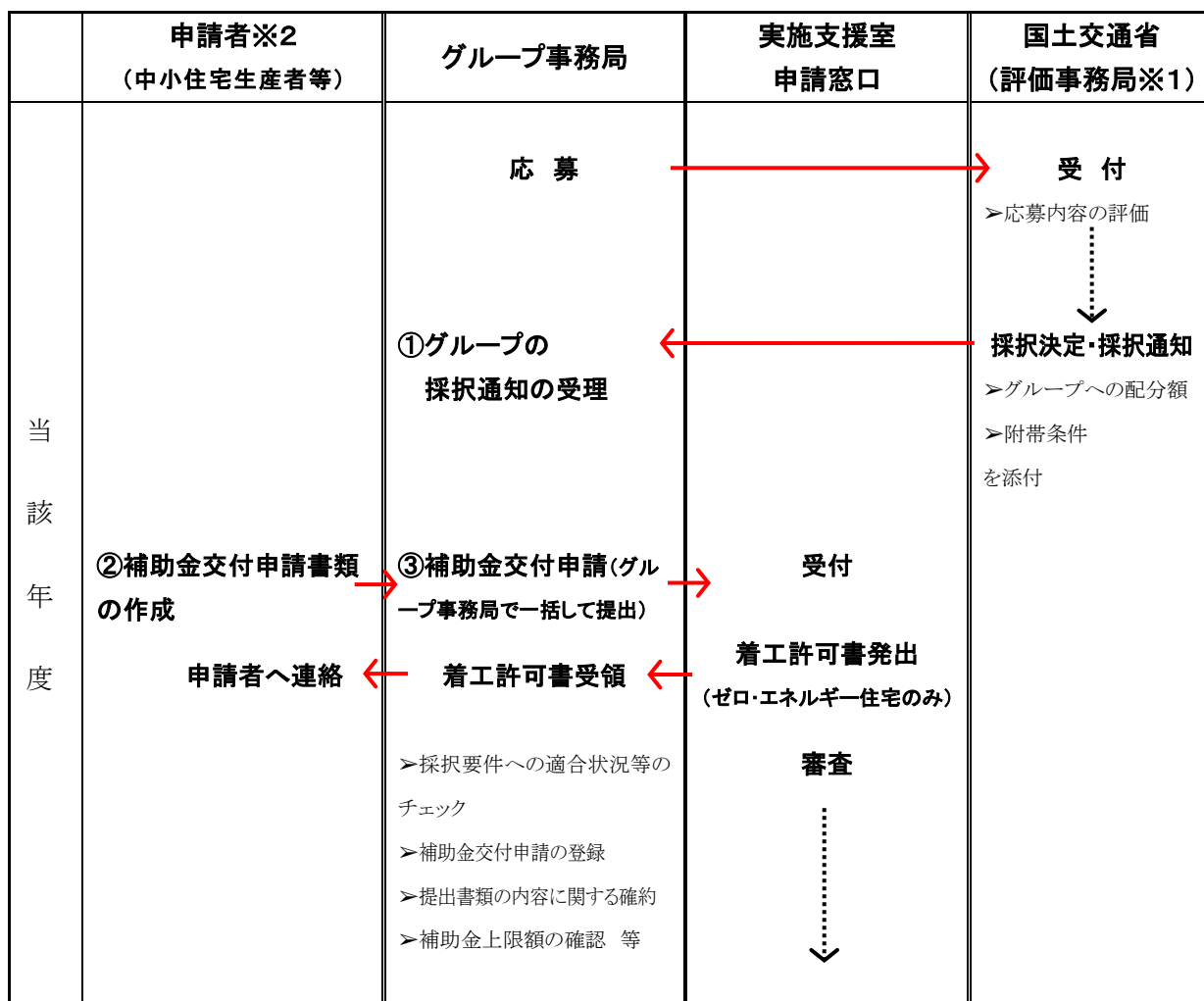
4. 1 補助事業の流れ及び実施体制

補助金受領までの概略の流れ及び実施体制は、以下の通りです。

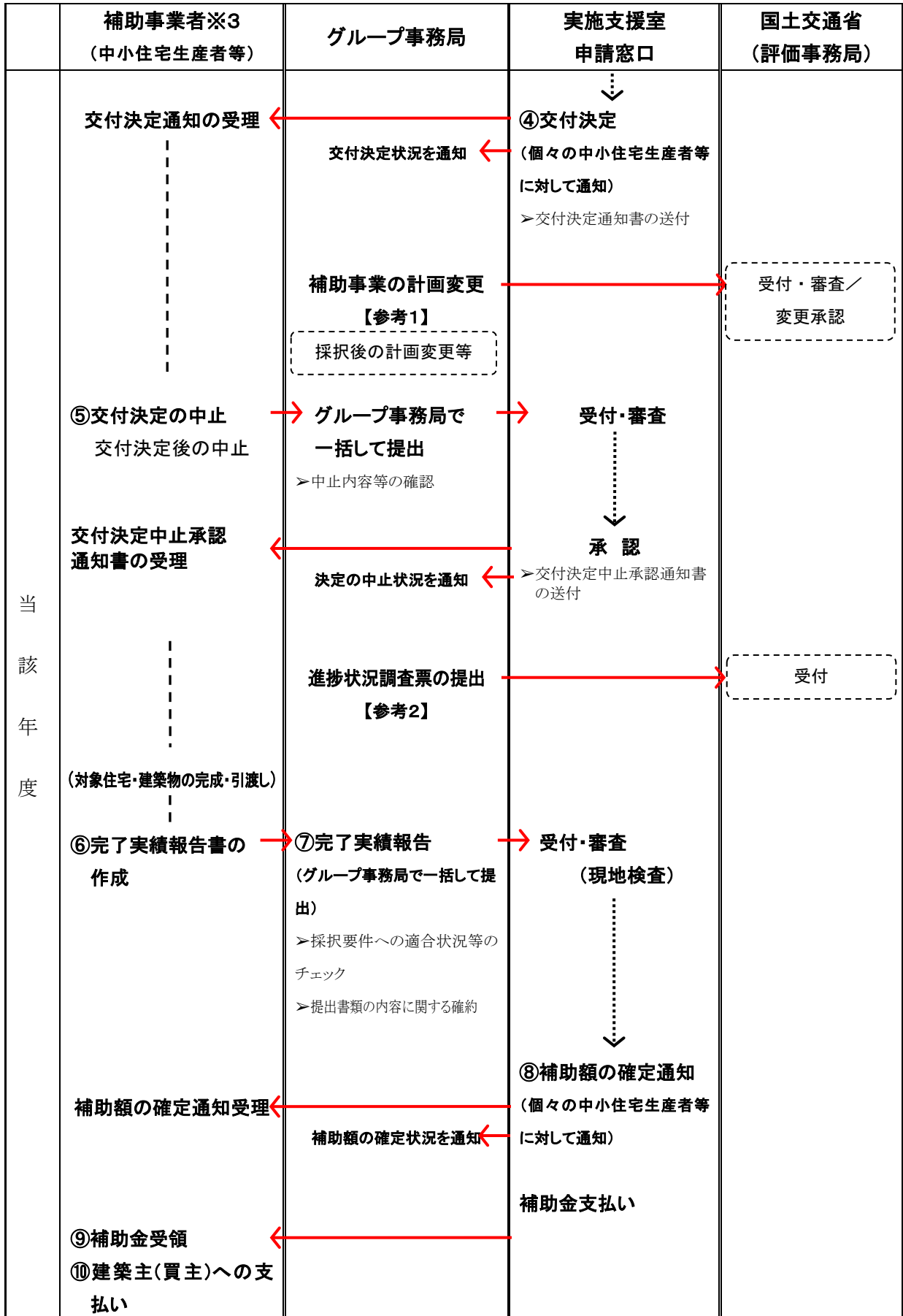
※1 評価事務局（地域型住宅グリーン化事業評価事務局。以下同じ）

※2 申請者（補助金の交付の申請を行う「中小住宅生産者等」。以下同じ）

※3 補助事業者（交付決定通知書を受領した申請者。以下同じ）



(つづき)



(つづき)

	補助事業者※3 (中小住宅生産者等)	グループ事務局	実施支援室 申請窓口	国土交通省 (評価事務局)
	<ゼロ・エネルギー住宅のみ> ※建築主(買主)、入居後に提出			
	⑪エネルギー報告	→	受付	
	⑫居住者アンケート	→	受付	

4. 2 補助金交付申請

補助金交付申請は、今後着工を予定している木造住宅・建築物及び採択通知の発出後当該期間までに着工した木造住宅・建築物について、補助金交付申請書、工事請負契約書等の必要な書類を「3. 3 実施支援室の窓口及び書類提出について」の実施支援室に提出していただくことにより行っていただきます。

交付申請の際は、マニュアル第2章～第5章の「補助金交付申請の手続き」も確認してください。

4. 2. 1 提出までの流れ

- ① 施工事業者は、「3. 4 補助金交付申請及び完了実績報告の受付期間 (1) 交付申請」の受付期間に実施支援室に対し、補助金交付申請を行っていただく必要があります。

提出書類はマニュアル (第2章～第5章) の「補助金交付申請の提出書類」を参照してください。

なお、交付申請は「3. 1. 1 申請手続きを行うもの」の通りグループ事務局が行うこととなるため、施工事業者が作成した補助金交付申請書類一式は施工事業者が所属するグループ事務局に送付し手続きを委任していただきます。

- ② グループは、グループに所属する施工事業者から提出された木造住宅・建築物の補助金交付申請に係る書類を取りまとめ、グループの共通ルールへの適合状況等、グループとしてのチェックを実施したうえで、交付申請前に Web 上の「グループ事務局申請ツール (以下「申請ツール」という。)」により対象住宅・建築物の情報や申請額等を登録し、所定の帳票を印刷して交付申請書に添付していただきます。(この際、グループとして補助金交付申請に係る書類についてチェックし適合していることを、所定の様式により確約していただきます。)

グループ事務局は、グループ事務局が作成する補助金交付申請書一括提出届等 (マニュアル (第2章～第5章) の「補助金交付申請の提出書類」を参照) を実施支援室毎 (長寿命型は長寿命型等実施支援室が定める申請窓口毎。以下同じ。) に作成・添付し実施支援室に一括して提出していただきます。

提出書類は、書留による郵便等受取日・受取人が確認できる配送方法により、グループ事務局が実施支援室毎に提出してください。

- ③ 実施支援室は、送付された書類に不足がある場合は受理しません。提出後は、審査で対応する場合を除き申請書類の差し替えは固くお断りします。したがって、交付申請後は変更・間違いによる差し替えは認められませんのでご承知置きください。

また、提出書類の内容が要件に適合していないと認められた場合又は提出書類に改ざん

等不正行為が認められた場合、実施支援室は交付決定を行わず、その旨をグループ事務局に連絡します。

- ④ ゼロ・エネルギー住宅についてのみ、交付申請受領後、提出書類に不足がない場合に着工許可書を発出します。着工許可書に記載の日付以降着工が可能となります。

4. 2. 2 申請ツールによる登録

交付申請に際し、事前に Web 上の申請ツールで対象住宅・建築物の情報や申請額を登録していただきます。登録後は次の帳票を印刷し、補助金交付申請の際に添付していただきます。

①補助金交付申請書「申請住宅・建築物一覧」・・申請毎、かつ実施支援室毎に印刷します。

②補助金交付申請登録証・・・・・・・・・・対象住宅・建築物毎に印刷し添付します。

申請ツールは、予めグループ事務局にIDとパスワードをお知らせします。申請ツールへのアクセスはID等をお知らせする際にお伝えしますが、実施支援室ホームページからもアクセスできます。申請ツールの詳しい操作については、申請ツール内に掲載いたします。

事前に登録されていても「3. 4 補助金交付申請及び完了実績報告の受付期間 (1) 交付申請」の受付期間に実施支援室に補助金交付申請書の提出がない場合は、補助金交付申請がなされたことになりませんのでご注意ください。

4. 2. 3 補助金交付申請の提出期限

請負契約による住宅・建築物は工事請負契約に締結後、売買契約による住宅の場合は事業内容（建設計画及び事業費等）の確定後、原則1ヶ月以内かつ最終の提出期限までの受付期間に提出してください。

4. 3 交付決定

補助金交付申請を受け、実施支援室において(1)から(4)などについて審査し、交付決定を行います。

- (1) 補助金交付申請の内容が、採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等（グループに対する採択通知において指定する内容）に則したものであること。
- (2) 補助事業の内容が、補助金交付規程や実施支援室の定める各章のマニュアル（第2章～第5章）等に規定する内容等を満たしていること。
- (3) 補助対象費用には、国の他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。
- (4) 過去3年度以内に住宅局所管補助事業において補助金返還を求められたことにより補助金交付申請が制限されていないこと。その他反社会的勢力に関係していないこと。

交付決定通知書は、あくまでも補助事業者が適正に事業を完了した場合に、補助金が交付されるということをお知らせするものであって、「マニュアル（第2章～第5章）完了実績報告の提出書類」に示す完了実績報告が適正であると確認された時点で初めて補助金交付の要件を具備することとなります。

なお、交付申請の際には、補助対象の概要のみ審査し、交付決定額は補助額の上限を提示しています。従って、完了実績報告の段階で具体的な審査を行うこととなりますので、内容によっては、補助額が減額となる場合があります。

また、完了実績報告前にマニュアル等に記載されている要求事項等に違反したときは、交

付決定を取り消すこととします。

交付決定の結果については、実施支援室が定める補助金交付規程に従って個々の補助金申請者に対し「交付決定通知書」を実施支援室より送付します（グループ宛にもグループ内の補助金申請者の交付決定の状況をお知らせします）。

※ 高度省エネ型実施支援室は、グループ事務局に通知し、グループ事務局を通じ個々の事業者に通知します。

※ 交付決定通知書には、特殊なフォントや機種依存文字での印字はできませんので承知置き下さい。

4. 4 交付申請額等の変更について

交付決定を受けた対象住宅・建築物の工事の内容や事業費の増減を伴う変更等、交付申請内容に変更が生じた場合は、変更の内容に応じて手続きの方法や時期が異なりますので、以下に定める内容に従い、所要の手続きを行っていただきます。変更する内容が決まりましたら、速やかに実施支援室までご連絡ください。

※交付決定前であっても、交付申請後は当然に変更・間違いによる差し替えは認められませんのでご承知置きください。

4. 4. 1 工事費の変更

「完了実績報告」の手続きの際に変更の内容を報告していただきます。

完了実績報告時に必要となる変更事項に関する書類は、マニュアル（第2章～第5章）の「完了実績報告の提出書類」を参照してください。

工事費が増額になった場合であっても交付決定額を変更することは原則できません。やむを得ず交付決定額を変更する場合は所定の手続きが必要となりますので実施支援室にご相談ください。

※ 補助対象となる経費に変更が無い場合は、交付決定額を変更する手続きを行うことはできません。

4. 4. 2 その他の変更

工事費の変更以外については以下に掲げる通りです。下表にないものを変更しようとする場合は、あらかじめ実施支援室にご連絡ください。

変更の内容	変更の可否	変更時の対応
補助事業者	変更不可	①
対象住宅・建築物の建築主	変更不可	①
建設地	変更不可	①
契約形態（請負→売買、売買→請負）	変更不可	②
事業完了日	原則変更可	③
階数、延べ床面積	原則変更可	④
地域材使用量（グループの共通ルールの範囲内での変更）	変更可	⑤
地域材使用量（グループの共通ルールの範囲外への変更）	変更不可	②
地域材供給体制（供給事業者の構成員の構成員）	変更可	⑥
地域材供給体制（供給事業者の構成員外への変更）	変更不可	②

使用する地域材（グループで定めたものの範囲内での変更）	変更可	⑥
使用する地域材（グループで定めたもの以外へ変更することによりグループの共通ルールを満たさなくなるもの）	変更不可	②
エネルギー削減率（R・R ₀ ）、	変更可（但し R ₀ は 20%、R は 100% を下廻らないこと。）	④
外皮平均熱貫流率（UA）	変更可（但し基準 UA 値を上回らないこと。ランクアップの場合は、ランクアップの基準 UA 値を上回らないこと）	④
三世代加算の要件	変更可	⑦

（対応欄の凡例）

- ① 「4. 5. 3 補助事業の廃止」の手続きを行ってください。ただし、申請者及び建築主の責によらない不測の事態等による場合は、変更可能になる場合がありますので、あらかじめ実施支援室にご相談ください。
- ② 「4. 5. 3 補助事業の廃止」の手続きを行ってください。
- ③ 事業完了日は本事業で定める完了実績報告の期限内である場合に限りです。完了実績報告時に変更後の内容で報告してください。事業完了日が本事業で定める完了実績報告の期限を超える場合は、実施支援室にご相談ください。
- ④ 完了実績報告時に変更後の内容で報告してください。ただし、変更に伴う工事請負契約の締結のやり直し（変更工事請負契約を締結する場合を除く）の場合は変更できません。この場合、「4. 5. 3 補助事業の廃止」の手続きを行ってください。
- ⑤ 完了実績報告時に変更後の内容で報告してください。ただし、地域材加算を受けている場合で、地域材加算の要件を満たさなくなった場合は、地域材加算は適用されません。この場合、補助額は減額されます。
- ⑥ 完了実績報告時に変更後の内容で報告してください。
- ⑦ 数の変更は可能です。完了実績報告時に変更後の図面を添付し変更後の内容で報告してください。ただし、三世代対応住宅の要件を満たさなくなる場合は、三世代加算は適用されません。この場合、補助額は減額されます。

4. 4. 3 交付変更承認手続きについて

工事内容が変更となった場合は、上記の4. 4. 1 及び4. 4. 2 に定めるところに従い、所定の手続きを行う必要があります。やむを得ず交付決定額を変更する場合は、一定の期間に交付変更承認申請の手続きを行う必要があります。

長期優良住宅建築等計画の認定、認定低炭素建築物の認定、性能向上計画の認定に関する変更手続きについては、必要に応じて行ってください。

なお、本事業の要件を満たさない工事内容への変更は認められませんのでご注意ください。

4. 5 事業の廃止等

4. 5. 1 採択事業の取り下げ

採択を受けたグループは、採択後の状況変化等により、採択を受けたグループの施工事業

者が補助金交付申請を一切行わないこととする場合には、評価事務局の承認を得る必要があります。採択事業の取り下げを行う手続きの方法等については、あらかじめ評価事務局へご相談ください。

4. 5. 2 交付申請の取り下げ

補助事業者は、交付申請書を提出してから交付決定を受けるまでの間に生じた諸事情により交付申請を取り下げようとするときは速やかに、交付決定通知に係る補助金交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは交付決定通知を受領してから1週間以内に、「平成30年度地域型住宅グリーン化事業交付申請取り下げ書」(様式20)を実施支援室へ提出する必要があります。

補助事業者は、以下の②の書類を1部作成し、グループ事務局に提出し手続きを委任してください。

グループ事務局は、補助事業者からの書類に不備がないことを確認し、②の書類を一括してとりまとめたうえで、①を実施支援室毎に作成・添付して速やかに実施支援室に提出してください。

提出書類は、書留による郵便等受取日・受取人が確認できる配送方法により、実施支援室へ提出してください。

※ 取り下げ書類を入れた封筒には、「取り下げ書(〇〇型) 在中」と記入してください。

【A】グループ事務局が事業に応じた申請窓口毎に作成し提出する書類

番号	提出書類	様式等	適用	部数
①	平成30年度地域型住宅グリーン化事業交付申請取り下げ書一括提出届	様式19	●	

【B】補助事業者(施工事業者)が対象住宅・建築物毎に作成し提出する書類

番号	提出書類	様式等	適用	部数
②	平成30年度地域型住宅グリーン化事業交付申請取り下げ書	様式20	●	

(摘要欄の凡例)

●：必須書類

(注意事項)

- (1) 様式は、必ず平成30年度の実施支援室ホームページからダウンロードした指定のものに黒色のボールペン(鉛筆、消せるペンは不可)を用いて丁寧に楷書で記入されたもの又は印刷されたものを使用してください。実施支援室指定以外の様式(独自に作成されたもの等)、汚れたもの、拡大・縮小されたもの、FAXされたもので申請した場合は受け付けません。
- (2) 修正液、修正テープ等や訂正印での修正はできません。
- (3) 「交付申請取り下げ書一括提出届」の提出日は、グループ事務局が申請窓口へ提出する日を記入してください。
- (4) 「交付申請取り下げ書」の申請日は、補助事業者がグループ事務局へ提出する日を記入してください。
- (5) 使用する印について、ゴム印やスタンプ印は不可とします。
- (6) 受け付けた補助金交付決定中止承認申請書類はお返ししませんので、その旨、あらかじめご了承ください。なお、グループ事務局及び補助事業者は、実施支援室(申請窓口を含む)からの問い合わせ対応等に備え、申請書類一式の写しを各自でご用意ください。

4. 5. 3 補助事業の廃止

補助事業者は事業の遂行義務を負っており、補助事業者が勝手にその事業を途中で廃止することは、補助目的の達成を阻害することになるため、認められません。

補助事業者は、交付決定後の状況変化等により、交付決定を受けた補助事業を廃止しようとする場合は、あらかじめ、実施支援室の承認を得る必要があります。

補助事業者は、以下の②及び③の書類を1部作成し、グループ事務局に提出し手続きを委任してください。

グループ事務局は、補助事業者からの書類に不備がないことを確認し、②及び③の書類を一括してとりまとめたうえで、①を実施支援室毎に作成・添付して速やかに実施支援室に提出してください。

提出書類は、書留による郵便等受取日・受取人が確認できる配送方法により、実施支援室へ提出してください。確認後、実施支援室より、補助事業者に対して、「廃止承認通知書」を送付致します。(グループ事務局宛にも補助事業者の廃止承認の状況をお知らせします。)

※ 廃止承認申請書類を入れた封筒には、「廃止承認申請書(〇〇型) 在中」と記入してください。

【A】グループ事務局が事業に応じた申請窓口毎に作成し提出する書類

番号	提出書類	様式等	適用	部数
①	平成30年度地域型住宅グリーン化事業の廃止承認申請書一括提出届	様式2-1	●	

【B】補助事業者(施工事業者)が対象住宅・建築物毎に作成し提出する書類

番号	提出書類	様式等	適用	部数
②	平成30年度地域型住宅グリーン化事業の廃止承認申請書	様式2-2	●	
③	交付決定通知書の原本(2枚綴り)	—	●	

(摘要欄の凡例)

●：必須書類

(注意事項)

- 様式は、必ず平成30年度の実施支援室ホームページからダウンロードした指定のものに黒色のボールペン(鉛筆、消せるペンは不可)を用いて丁寧に楷書で記入されたもの又は印刷されたものを使用してください。実施支援室指定以外の様式(独自に作成されたもの等)、汚れたもの、拡大・縮小されたもの、FAXされたもので申請した場合は受け付けません。
- 修正液、修正テープ等や訂正印での修正はできません。
- 「廃止承認申請書一括提出届」の提出日は、グループ事務局が申請窓口に出す日を記入してください。
- 「廃止承認申請書」の申請日は、補助事業者がグループ事務局に提出する日を記入してください。
- 使用する印について、ゴム印やスタンプ印は不可とします。
- 受け付けた補助金交付決定中止承認申請書類はお返ししませんので、その旨、あらかじめご了承ください。なお、グループ事務局及び補助事業者は、実施支援室(申請窓口を含む)からの問い合わせ対応等に備え、申請書類一式の写しを各自でご用意ください。

4. 6 完了実績報告

交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定通知書を受けた対象住宅・建築物の事業が完了したときは、工事が補助金交付申請の内容に沿って適切に実施されたことを証明するための書類により一定の期間に実施支援室に対し、完了実績報告を行っていただく必要があります。

完了実績報告の際は、マニュアル第2章～第5章の「完了実績報告の手続き」も確認してください。

4. 6. 1 提出までの流れ

- ①事業が完了した補助事業者は、「3. 4 補助金交付申請及び完了実績報告の受付期間(2) 完了実績報告」の受付期間に実施支援室に対し、完了実績報告を行っていただく必要があります。

提出書類はマニュアル(第2章～第5章)の「完了実績報告の提出書類」を参照してください。

なお、完了実績報告は補助金交付申請と同様に「3. 1. 1 申請手続きを行うもの」の通りグループ事務局が行うため、施工事業者が作成した完了実績報告書類一式は補助事業者が所属するグループ事務局に送付し手続きを委任していただきます。

- ② グループは、補助事業者から提出された木造住宅・建築物の完了実績報告に係る書類を取りまとめ、グループの共通ルールへの適合状況等、グループとしてのチェックを実施したうえで、完了実績報告前に申請ツール(「4. 2. 2 申請ツールによる登録」参照)により所定の帳票を印刷して完了実績報告書に添付していただきます。(この際、グループとして完了実績報告に係る書類についてチェックし適合していることを、所定の様式により確約していただきます。)

グループ事務局は、グループ事務局が作成する完了実績報告書一括提出届等(マニュアル(第2章～第5章)の「完了実績報告の提出書類」を参照)を実施支援室毎に作成・添付し実施支援室に一括して提出していただきます。

提出書類は、書留による郵便等受取日・受取人が確認できる配送方法により、グループ事務局が実施支援室毎に提出してください。

受付期間内に必要な書類が実施支援室に到着しない場合、補助金を受けることはできません。

- ③ 実施支援室は、送付された書類に不足がある場合は、受理しません。提出後は、審査で対応する場合を除き報告書類の差し替えは固くお断りします。完了実績報告後は当然に変更・間違いによる差し替えは認められませんのでご承知置きください。

また、提出書類の内容が要件に適合していないと認められた場合又は提出書類に改ざん等不正行為が認められた場合、実施支援室は、審査を中止し、その旨をグループ事務局に連絡します。

4. 6. 2 完了実績報告の提出期限

完了実績報告は、次の①及び②の要件が揃った場合に提出可能となります。

- ①交付決定を受けていること
- ②事業完了(竣工引渡かつ契約額の全額精算済)していること
- ①又は②の何れか遅い日から原則1ヶ月以内かつ、最終の提出期限までの受付期間に提出

してください。

なお、受付時期が最終回に近くなるほど受付件数が多くなることが予想され、この場合、補助額の確定に時間を要することをご了承ください。

4. 6. 3 実施支援室による現地検査等

実施支援室は、補助金の適正な実施を図るため、必要に応じてグループ構成員に対して関係資料の提出の指示及び現地検査を実施します。したがって、グループ構成員にあっては、補助事業の実施に際し、以下の事項に充分ご留意ください。

- (1) グループ構成員は、実施支援室が補助事業の内容について報告を求め、現地検査等を行う場合は、これに協力しなければなりません。
- (2) 関係資料の提出を求める場合がありますので、補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）は住宅・建築物毎に分けて管理し、整理・保存に充分ご留意ください。

4. 7 補助金の額の確定及び支払い

- (1) 実施支援室は、完了実績報告に係る書類を受理した後、補助金交付申請の内容に沿って補助対象となる住宅・建築物の施工が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて「4. 6. 3 実施支援室による現地検査等」を行い、完了実績報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、実施支援室より補助事業者に交付額確定通知書を送付します。（グループ事務局宛にも補助事業者の額の確定状況をお知らせします。）
- (2) 支払いの時期は、額の確定通知が発出された時期によって異なります。支払いは、各補助事業者（個々の住宅生産者）が指定した銀行等の補助事業者名義の口座に補助金が振り込まれます。（補助金の振込はグループ単位ではなく、補助事業者毎に行ないます。）補助事業者が補助金を受け取るのは、この時点となります。
- (3) 支払いは、最も早い場合で額の確定通知を発出した月の月末頃となりますが、時期や手続きの関係で遅れることがありますのでご了承ください。

4. 8 補助事業実施にあたっての経理処理

4. 8. 1 補助事業の適正な実施

当該補助事業の経費計上については、基本原則となる次の項目を遵守して、適正な経理処理を行ってください。

《当補助事業の経理処理原則》

- i. 経費計上は、当該事業に直接必要なものに限ります。
事業目的に合致しないものはもちろんのこと、事業に直接使用したことが特定できない事務用品等も計上できません。
- ii. 経費計上は、事業期間中に発生したものが対象です。
- iii. 当該事業費は、他の事業費と混同して使用しないでください。
補助対象となった事業がどの部分であるか明示できるよう経理を明確にしてください。

*上記のほか、法令・社内規程に即した適正な処理を行ってください。

*支出内容を証明する書類として、補助事業者の経理処理において通常使用している発注、納品、検収、請求、支払を確認できる書類（オンライン発注等の場合は、データで確認可）を備えておいてください。

4. 8. 2 消費税等の処理

消費税は、補助金の交付対象外となります。交付申請にあたっては、消費税分を除いた額として算出してください。

5 事業中及び事業完了後の留意点

5. 1 グループ事務局の留意点

グループ事務局は、以下の点にご留意ください。

- (1) 個別の住宅・建築物に対する補助金は、採択されたグループに対する配分額をもとに、補助限度額を上限に、構成員である中小住宅生産者等に割り当てていただきます。なお、住宅にあっては、グループに対する配分額が要望額を下回る場合、グループ内で補助対象となる木造住宅及び個別の住宅に対する補助金の額を設定して、事業の種類等による枠の中で補助対象戸数を増やすことができるようにします。ただし、1戸当たりの補助金の額は50万円を下限とします。
- (2) グループに対する採択通知の日付以前、長期優良住宅建築等計画の認定申請以前、認定低炭素建築物等の認定申請以前、性能向上計画認定の認定申請以前に着工した木造住宅・建築物は補助対象となりませんので十分ご注意下さい。
- (3) 平成30年度内に事業に着手する必要があります。採択された戸数内（配分額内）であっても、平成30年度中に着手し補助金交付申請に至らないものについては補助の対象となりません。また、原則として定められた期日までに事業完了かつ完了実績報告を提出する必要があります。
- (4) 今後の補助金交付申請の予定等の進捗状況を報告いただくことがあります。
- (5) 補助金交付申請の手続きに当たっては、採択グループ内の中小住宅生産者等が作成した補助金交付申請に係る書類について、グループ事務局がとりまとめ、グループの共通ルールへの適合状況等のチェックを実施した上で、一括して実施支援室に申請代理人として提出することとします（この際、中小住宅生産者等からの申請行為についての委任状及びグループとして補助金交付申請に係る書類についてチェックしたことを確約する書類を添付していただきます）。
- (6) 採択グループに所属する中規模工務店についても、補助金交付申請を認めることとします。【別紙6-2】
- (7) 交付申請、完了実績報告は「3. 4 補助金交付申請及び完了実績報告の受付期間」で定められた期間に行ってください。
- (8) 実施支援室から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、申請書類等の返却や交付決定の取消を行うことがあります。
- (9) 補助事業に関し不正行為、重大な誤り等が認められた時は、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、補助事業者に支払い済の補助金のうち取消対象となった額を返還していただきます。
- (10) 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- (11) 補助事業にかかわる資料等は、事業完了の属する年度の終了後、5年間保存していただく必要があります。

5. 2 三世代同居対応住宅へのアンケート実施について

工事完了後に三世代同居加算の補助を受けた住宅の建築主（請負）、若しくは買主（売買）へのアンケートを実施します。アンケートの集計結果は、三世代同居対応住宅の新築に係る補助制度の実施状況を把握・分析するものとして活用させていただくものであり、その他

の目的での使用は一切ありません。

アンケートについては、評価事務局のホームページにて実施します。
<http://chiiki-grn.jp>

5. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、補助金交付規程や「地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請等手続きマニュアル」等に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

また、建築士による付加要件の適合状況確認書の作成を担当した建築士については、故意又は悪意による虚偽の記入・証明、未確認での記入・証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第 10 条の規定に基づく懲戒処分の対象となることがあります。

グループの構成員に不誠実な行為が認められた場合は、グループ全体の交付申請を受け付けない場合があります。また、既に補助金が交付されている場合には、補助金を返還していただく場合があります。

5. 4 財産処分の制限

補助金で取得し、または効用の増加した財産（取得財産等）を、処分制限期間（補助金受領後から 10 年間、または耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊しすることをいう。）しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければなりません。そのうえで交付決定が取り消された場合には補助金の全部または一部を返還していただきます。なお、国土交通大臣は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

5. 5 額の確定及び会計検査に伴う資料請求及び現地検査等について

補助金の交付対象事業が会計検査院の検査対象となった場合は、関係資料の提出や現地検査が行われます。補助事業の適正な執行に努めるとともに、補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）は事業完了の属する年度の終了後 5 年間、適切に保存しなければなりません。

5. 6 個人情報の使用

本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請に係る個人情報について他府省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名・補助金名・交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

5. 7 個人情報の利用について（応募者全て）

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、グループや各グループに所属する住宅施工事業者等へ必要な情報の提供等やアンケート等の調査について利用させて頂くことがあります。

また、本事業の補助対象となる住宅・建築物に対し国等から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

5. 8 事後評価に関するアンケート・ヒアリング等への協力

事業の採択を受けた者には、地域型住宅グリーン化事業の取り組みに関する調査・評価のために、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

また、グループには、持続的な活動をより確実なものにするため、平成30年度中に今後5年程度を視野に入れたグループの中期的活動方針を作成していただきます。【別紙24】

5. 9 事業完了後のエネルギー報告等（高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）のみ）

補助を受けた者は、補助対象住宅の完成後、原則居住下における1年間のエネルギー消費に関する報告を行っていただくとともに、居住者アンケートにご協力いただきます。報告書様式は高度省エネ型実施支援室のホームページからダウンロードしてください。

5. 10 関連規定

このマニュアルによるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年12月21日総理府・建設省令第9号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付建設省会発第74号建設事務次官通知）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付建設省住発第120号住宅局長通知）
- 六 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日付国住総発第37号住宅局長通知）
- 七 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成20年12月22日付国住総発第67号住宅局長通知）
- 八 地域型住宅グリーン化事業補助金交付要綱（平成22年3月31日国住生第443号）
- 九 平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付規程
- 十 その他関連通知等に定めるもの

6 問い合わせ先

交付申請等に関するお問い合わせは、下記の各実施支援室までお願いします。

受付：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

10：00～12：00

13：00～17：00

長 寿 命 型（長期優良住宅） 優良建築物型（認定低炭素建築物等一定の良質な建築物）	第1章 第2章 第5章	長寿命型等 実施支援室 TEL 03-5229-7561
高度省エネ型（認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅） 高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）	第1章 第3章 第4章	高度省エネ型 実施支援室 TEL 03-5579-8250

【参考：評価事務局に対する手続きについて】

本事業において、採択を受けたグループ又は交付決定を受けた補助事業者が以下の内容について計画変更を行う場合は、あらかじめ地域型住宅グリーン化事業評価事務局（以下、「評価事務局」という。）より承認を得る必要があります。手続きの方法等については評価事務局のホームページ等にてご確認ください。

参考 1 補助事業の計画変更

(1) 採択要件の変更

採択を受けたグループは、採択後の状況変化等により、グループ構成員の登録情報を変更しようとする場合には、あらかじめ、評価事務局へ必要書類を提出し、承認を得る必要があります。構成員の区分により、手続きが異なりますのでご注意ください。

なお、グループ構成員の内、中小住宅生産者等の追加登録をしても、当該グループに割り当てられる配分額は追加されません。すなわち、採択された配分額が上限となるため、補助対象となる配分額の追加はできません。

(2) 採択事業の取り下げ

採択を受けたグループは、採択後の状況変化等により、採択を受けたグループの施工事業者が補助金交付申請を一切行わないこととする場合には、評価事務局より承認を得る必要があります。採択事業の取り下げを行う手続きの方法等については、あらかじめ評価事務局へご相談ください。

(3) 会社再編等に伴う補助事業の承継に係る手続き

採択を受けたグループは、採択後の状況変化等により、グループ構成員の社名変更や法人間の合併等、以下に示す状況になった時は、あらかじめ、評価事務局へ必要書類を提出し、承認を得る必要があります。

- ① 社名の変更
- ② 本社所在地の移転※
- ③ 法人間の合併・買収・分社、及び統廃合

※VI施工の構成員に限る

このような手続きを行わず、要件としていた事業内容が実行されない場合など計画内容に変更があり、採択された内容と異なるものとなったと判断されたものについては、補助の対象となりません。また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

参考 2 進捗状況調査票の提出

採択を受けたグループは、今後の補助金交付申請の予定等の進捗状況を評価事務局へ必要書類を提出していただく場合があります。手続きの方法等については評価事務局のホームページ等にてご確認ください。

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル 5 階
平成 30 年度地域型住宅グリーン化事業評価事務局
電話 03-3560-2886 受付時間：平日 10：00～17：00（12：00～13：00 を除く）
HP <http://chiiki-grn.jp/>

別紙 1

本事業の補助の対象となる「木造住宅・建築物」について

本事業の補助対象となる木造住宅・建築物は、主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による）が木造のものとします（いわゆる在来工法、桝組壁工法、丸太組構法等）。

※本事業の趣旨に鑑み、建築基準法に規定する型式部材等の製造者としての認証を受けた者により製造されるもの（いわゆるプレハブ住宅等）は本事業の補助対象とはなりません。

※ただし、当該事項は本事業の補助事業実施主体が原則として中小住宅生産者であることに鑑み、主に大規模住宅生産事業者によって供給されるプレハブ住宅を対象外とすることを意味しております。従って、グループで取得した型式適合認定等を活用した住宅を補助対象から除外するというものではありません。

別紙2

高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の対象となる戸建住宅
及びランクアップ外皮平均熱貫流率の基準について

- 1 本事業の補助対象となる高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）の木造住宅は、次の要件を満たしたものとします。

- ①常時居住する戸建住宅であること
- ②専用住宅であること（居住部分と店舗部分からなる併用住宅の場合、エネルギー計算および、エネルギー使用（電気・ガス等）を分けて管理できていること）
- ③既存の改修は、単一設備の改修及び設備の新設のみを行う場合は対象外
- ④太陽光発電において系統連系を行い、かつ余剰買取とする（全量買取は対象外）
- ⑤エネルギー削減率は、 $R \geq 100\%$ 、 $R_o \geq 20\%$ を満たすこと
- ⑥外皮平均熱貫流率（UA 値）が、以下の基準を満たすこと

地域区分	1・2	3	4・5・6・7	8
外皮平均熱貫流率 (UA 値)	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	基準値なし

※ ηA 値（冷房期の平均日射熱取得率）は、省エネルギー基準以下とする。

- 2 ランクアップ外皮平均熱貫流率の基準は下記の数値以下とします。

地域区分	1・2	3・4・5	6・7	8
ランクアップ外皮平均 熱貫流率 (UA 値)	0.30 以下	0.40 以下	0.50 以下	基準値なし

- 太陽光発電設備の設置場所は、原則、対象住宅屋根への設置とします。
対象住宅以外（駐車場屋根等）も可能ですが、対象住宅設置との併設として下さい。

「所管行政庁による長期優良住宅の認定」について

- 本事業の長寿命型（長期優良住宅）においては、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（平成 20 年法律第 87 号）に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」としており、あらかじめ長期優良住宅建築等計画の認定を受ける必要があります（グループに対する採択通知発出日以降に着工した住宅のみが補助対象となります）。

なお、着工は長期優良住宅等建築計画の認定申請を行った後等である必要もありますのでご注意ください。

- 「長期優良住宅」に関する情報は、国土交通省ホームページ「長期優良住宅の普及の促進に関する法律関連情報」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html)
をご覧ください。

- 長期優良住宅建築等計画の認定を申請する所管行政庁は、対象住宅の建設地により決まります。この認定の申請先については、検索システム
(<http://www.hyoukakyokai.or.jp/chouki/gyosei.php>) により検索できます。

別紙 4

「主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半」について

- 「主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半」とは、柱・梁・桁・土台に使用する木材の材積の合計値の50%以上を占めることとします。
- なお、対象部位は柱・梁・桁・土台のみです。2次部材（母屋、垂木、棟木、小屋束、火打材、根太、大引、間柱等）は含まれませんのでご注意ください。さらに、丸太組工法については、「使用する木材全量」で読み替え、2×4工法については、下表の通り読み替えることとします。なお、これら以外の工法における考え方については、事前に評価事務局にご相談ください。

軸組工法	柱	梁	桁	土台
2×4工法	縦枅、上下枅	床根太、端根太	頭つなぎ	土台

- 当該木材の使用については、完了実績報告の際に、当該木材の使用状況（使用した地域材の種類、使用量）がわかる書類（木材の証明書、木拾い表、納品書、認定木材取扱事業者登録書の写し等）を提出してください。

「三世代同居対応住宅」の要件について

子育てしやすい環境整備を図るため、以下の条件を満たす三世代同居など複数世帯の同居に対応した新築住宅について補助額を加算します。

(ゼロ・エネルギー住宅の改修については、新設により要件を満たした場合のみを対象とします。)

- 調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置することとします。

※上記のうちいずれか2つ以上を複数箇所設置している場合であっても、間取り等について補足説明を求め、三世代同居対応住宅と認められない場合もあります。

- 対象とする設備等については、原則として以下の通りとするほか、地域型住宅グリーン化事業実施支援室ウェブサイトに記載がある場合は、その取扱いに従ってください。

また、以下に該当しないもので対象となりそうなものは個別に実施支援室までお問い合わせ下さい。

(1) 調理室

調理室については、以下の①～③をいずれも設置していることとします。

- ①給排水設備と接続されたキッチン用水栓及びキッチン用シンク

※洗面器・手洗い器は、キッチン用シンクとは判断しません。

- ②コンロ又はIHクッキングヒーター（ガス栓かIHクッキングヒーター専用の電気コンセントが設けられた設置スペースでも可）

- ③キッチン用の換気設備

(2) 浴室

給排水設備及び給湯器に接続された浴槽又はシャワーがあり、防水の措置がされていることとします。

(3) 便所

大便器があることとします。なお、小便器が併設されていてもかまいませんが、小便器のみでは要件を満たしません。

(4) 玄関

玄関扉と室内土間（土足の着脱スペース及び収納を有し、それぞれの土間の面積が概ね同等の場合に限る。）があることとします。なお、勝手口（調理室、車庫等に直接出入りするのためのもの）や外側から施錠できない出入口（窓等）は対象外となります。

別紙6-1

施工事業者1社が受けられる補助金の上限について

- 木造住宅については、適用申請書の内容や住宅供給の実績等を総合的に考慮し、予算の範囲内で補助金額の割り当てを行います。施工事業者1社当たりの補助金額の上限は、下表の通りとします。

補助対象	補助金活用実績※1	通常 〔三世代同居住宅を含む〕	特例加算措置 〔三世代同居住宅のみ〕	合計
長寿命型 長期優良住宅	3戸以下 (7戸以下)	770万円 (1,540万円)	330万円 (660万円)	1,100万円 (2,200万円)
	4戸以上 (8戸以上)	700万円 (1,400万円)	300万円 (600万円)	1,000万円 (2,000万円)
高度省エネ型(合計) 認定低炭素住宅 性能向上計画認定住宅 ゼロ・エネルギー住宅	3戸以下 (7戸以下)	280万円 (560万円)	140万円 (280万円)	420万円 (840万円)
	4戸以上 (8戸以上)	250万円 (500万円)	125万円 (250万円)	375万円 (750万円)

※1 2. 3. 1 木造住宅について(1)の※1参照。

※2 ()内は、東日本大震災の特定被災区域または平成28年熊本地震の被災地に存する施工事業者の場合

- 木造建築物については、補助を受けることのできる一事業者当たりの上限は1,000万円(1,000㎡分)とします。

中規模工務店の補助対象戸数上限の考え方について

- グループに中小住宅生産者が5事業者以上所属していれば、それらに加え中小住宅生産者に該当しない事業者(ただし、元請の年間新築住宅供給戸数が300戸以下の事業者。木造建築物に取り組む施工事業者は、これに加え、非住宅を含め直近3年間の年間平均着工床面積が42,000㎡未満。以下、「中規模工務店」という。)がグループ構成員に含まれることも可とします。なお、1グループに所属する中規模工務店の事業者数は、当該グループに所属する中小住宅生産者と中規模工務店の事業者数の合計の1/3以内とします。
- 本事業は、原則中小住宅生産者に対する支援を行うものですが、採択グループに所属する中規模工務店についても、次の範囲内で補助金交付申請を認めることとします。
 - (1) 木造住宅については、長寿命型(長期優良住宅)、高度省エネ型(認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅)それぞれ1戸を上限とします。
 - (2) 木造建築物については、一事業者当たりの上限は1,000万円(1,000㎡分)とします。

別紙7

「東日本大震災により被災した地域」の考え方について

- 東日本大震災により被災した地域は、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」のことを指します。
- 特定被災区域に関する情報は、内閣府ホームページ「特定被災地方公共団体」及び「特定被災区域」
(<http://www.bousai.go.jp/2011daishinsai/2011jyosei-tokutei.html>) をご覧ください。

別紙8

「平成 28 年熊本地震により被災した地域」の考え方について

- 平成 28 年熊本地震により被災した地域は、平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用地域のことを指します。
- 適用地域に関する情報は、内閣府ホームページ「平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用について【第 1 報】
(http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160415_01kisya.pdf をご覧ください。)

別紙9

「所管行政庁による低炭素建築物（住宅）の認定」について

- 本事業の高度省エネ型（認定低炭素住宅）においては、「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づき、所管行政庁による低炭素建築物（住宅）の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」としており、補助金交付申請の際に認定低炭素建築物の認定証の写しを提出する必要があります（グループに対する採択通知発出日以降に着工した木造住宅が補助対象となります）。

なお、着工は低炭素建築物の認定申請を行った後等である必要もありますのでご注意ください。

- 「認定低炭素建築物」に関する情報は、国土交通省ホームページ「低炭素建築物認定制度関連情報」

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html)
をご覧ください。

- 低炭素建築物の認定を申請する所管行政庁は、対象建築物の建設地により決まります。この認定の申請先については、検索システム

(<http://www.hyoukakyokai.or.jp/teitanso/gyosei.php>) により検索できます。

「所管行政庁による性能向上計画認定住宅」について

- 本事業の高度省エネ型（性能向上計画認定住宅）においては、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）」に基づき、所管行政庁による性能向上計画認定（住宅）を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」としており、あらかじめ性能向上計画認定（住宅）の認定を受ける必要があります（グループに対する採択通知発出日以降に着工した木造住宅が補助対象となります）。

なお、着工は性能向上計画認定（住宅）の認定申請を行った後等である必要もありますのでご注意ください。

- 「性能向上計画認定（住宅）」に関する情報は、国土交通省ホームページ「建築物省エネ法のページ」

（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html）をご覧ください。）

- 性能向上計画認定（住宅）を申請する所管行政庁は対象住宅の建設地により決まります。この認定の申請先については、検索システム

（http://www.hyoukakyokai.or.jp/seino_nintei/gyosei.php）により検索できます。

別紙 1 1

本事業のゼロ・エネルギー評価方法

- 事業要件：提案する住宅の一次エネルギー消費量（※1）が概ねゼロとなるもの。

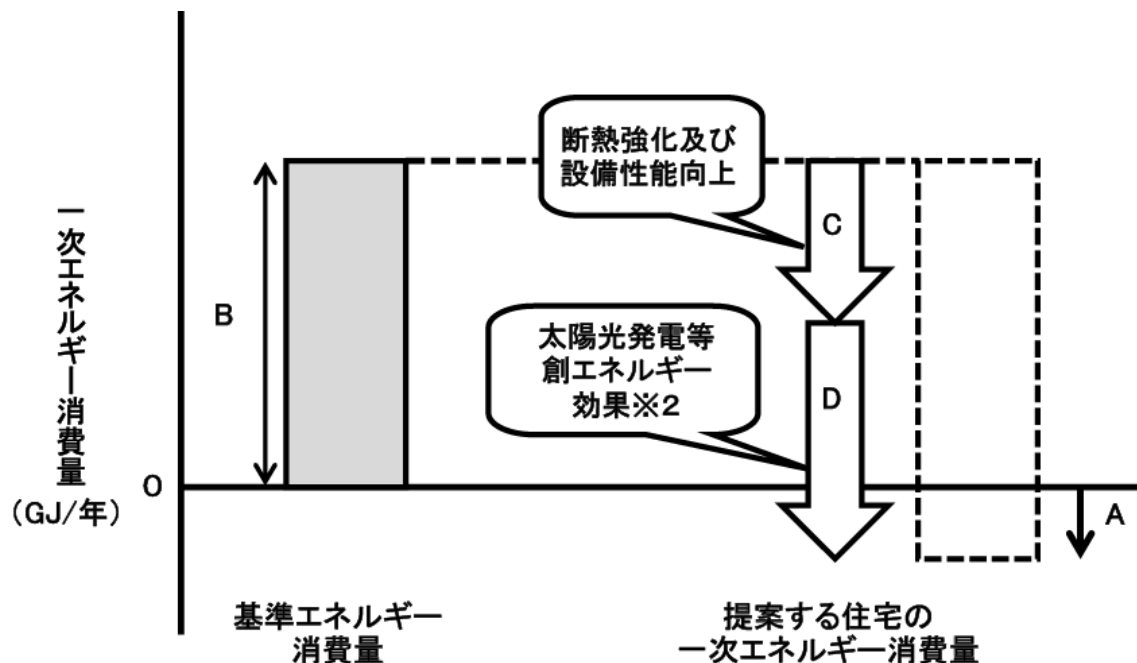
$$A = B - (C + D) \leq 0$$

A：提案する住宅の一次エネルギー消費量（省エネ基準の計算結果による）

B：提案する住宅の基準エネルギー消費量（ ” ）

C：断熱強化、設備性能の向上等による省エネルギー量

D：太陽光発電等の創エネルギーによる創エネルギー量



※1：暖房、冷房、換気、照明、給湯に係る一次エネルギー消費量の合計

※2：太陽光発電^注のエネルギー消費削減量は総発電量で評価する。

エネルギー削減量＝C＋D

エネルギー削減率＝（C＋D）／B×100（％）

注）再生可能エネルギーの固定買取制度において全量買取を選択する太陽光発電設備は、その発電量の全てを本事業の一次エネルギー消費量の評価に含めることはできません。

ゼロ・エネルギー評価方法に関する留意点

イ) 再生可能エネルギーの固定買取制度において全量買取を選択する太陽光発電設備は、その発電量の全てを本事業のゼロ・エネルギー評価（一次エネルギー消費量算定）に含めることはできません。系統連系を行ない余剰買取を選択してください。

ロ) 本事業の応募にあたっては、「平成 28 年改正の建築物省エネルギー基準における住宅の一次エネルギー消費量に関する基準^{※1}の算定方法（以下、平成 28 年省エネ基準一次エネルギー消費量算定方法とする）」に基づいて、ゼロ・エネルギー住宅としての性能を評価・表示する住宅版 BELS における評価を原則とします。

ハ) 住宅版 BELS にて評価できない省エネ手法等を採用し、評価委員会がゼロ・エネルギー住宅と認めるものとして応募する場合、本事業で別途規定する評価方法^{※2}で評価できる範囲については、規定の評価方法に基づくゼロ・エネルギー評価の結果を提出してください。また、規定の評価方法で効果を評価できない対策については、所定の様式に技術の概要と効果を記載して提出してください。

※1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項
（国土交通省告示第 265 号、平成 28 年 1 月 29 日）」

※2 別添の「一次エネルギー消費量の算定要領（平成 28 年省エネ基準準拠）」

別紙 13

「所管行政庁による認定低炭素建築物の認定」について

- 本事業の優良建築物型（認定低炭素建築物等一定の良質な建築物）においては、「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づき、所管行政庁による認定低炭素建築物の認定を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」としており、あらかじめ認定低炭素建築物の認定を受ける必要があります（グループに対する採択通知発出日以降に着工した木造建築物が補助対象となります）。

なお、着工は認定低炭素建築物の認定申請を行った後等である必要もありますのでご注意ください。

- 「認定低炭素建築物」に関する最新情報は、国土交通省ホームページ「低炭素建築物認定制度関連情報」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html)
をご覧ください。

- 認定低炭素建築物の認定を申請する所管行政庁は、対象住宅の建設地により決まります。この認定の申請先については、検索システム
(<http://www.hyoukakyokai.or.jp/teitanso/gyosei.php>) により検索できます。

「評価機関による建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の評価」について

- 本事業においては、「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）」に基づき、BELS 実施機関による非住宅建築物の評価を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」としており、補助金完了実績報告の際に評価書の写しを提出する必要があります。（グループに対する採択通知発出日以降に着工した木造建築物が補助対象となります）
- 「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）」に関する情報は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ「建築物省エネルギー性能表示制度について」（<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>）をご覧ください。

「認証機関等の第三者による建築環境総合性能評価システム（CASBEE）の認証」について

- 本事業においては、「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」に基づき、CASBEE 評価認証認定機関による非住宅建築物の評価認証を受け、グループに対する採択通知発出日以降に着工するもの」としており、補助金完了実績報告の際に評価認証書の写しを提出する必要があります（グループに対する採択通知発出日以降に着工した木造建築物が補助対象となります）。
- 建築環境総合性能評価システム（CASBEE）に関する情報は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構ホームページ「建築環境総合性能評価システム」
(<http://www.ibec.or.jp/CASBEE/index.htm>) をご覧ください。

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項」に定める省エネルギー基準相当であることについて

- 本事業においては、非住宅建築物のエネルギー消費性能の基準は「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（国土交通省告示第 265 号、平成 28 年 1 月 29 日、H28 年基準）によることとします。
※平成 28 年 4 月 1 日施行。
- 省エネ法に基づく省エネ措置の届出等については、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止となり、平成 29 年 4 月 1 日以降は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律【建築物省エネ法】に基づく手続が必要となっています。
- 建築物省エネ法に関する情報は、国土交通省ホームページ「建築物省エネ法のページ」(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)をご覧ください。
- 建築物省エネ法における非住宅に関する平成 28 年基準に関する情報は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構ホームページ「建築物省エネ法」(http://www.ibec.or.jp/ee_standard/outline.html)をご覧ください。

別紙 17

「ビル・エネルギー・マネジメント・システム（BEMS）を設置していること」について

- ビル・エネルギー・マネジメント・システム（BEMS）とは、空気調和設備、照明設備等の電力使用量等のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するビルエネルギー管理システムをいいます。

- 補助対象設備の例を以下に示します。

対象範囲	補助対象設備の例
制御部	制御機器（センサー、アクチュエータ、コントローラー等）、盤類（自動制御盤、動力制御盤、インバーター盤等）、自動制御関連設備（VAV等）、計測計量装置（熱量計、CT、電力計、ガスメーター等）、制御用配管配線及び付属品
監視部	中央監視装置（中央監視盤、照明制御盤等）、伝送装置（インターフェース、リモートステーション等）、通信装置（ルーター等）、制御用配管配線及び付属品
管理部	BEMS 装置（※アプリケーションの基本機能、追加機能は省エネルギーに寄与するもの）

- 「BEMS」に関する情報は、
- ・国土交通省ホームページ「低炭素建築物認定制度 関連情報」
(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html) をご覧ください。
 - ・一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ「低炭素建築物認定制度」
(<https://www.hyoukakyokai.or.jp/teitanso/index.php>) をご覧ください。

「太陽光等再生可能エネルギー発電設備及びこれと連携した定置型蓄電池を設置していること」について

- 太陽光等再生可能エネルギー発電設備及びこれと連携した定置型蓄電池の例を以下に示します。

対象範囲	補助対象設備の例
再生可能・未利用エネルギー利用機器	太陽熱、井水・河川・地熱、地中熱、バイオマス利用、雪氷、排水熱・廃棄物等（※再生可能エネルギーによる発電は対象外）
定置用蓄電池（※再生可能・未利用エネルギーにより発電した電力を蓄え、有効利用するものに限る）	リチウムイオン蓄電池、鉛蓄電池等

- 太陽光等再生可能エネルギー発電設備及びこれと連携した定置型蓄電池に関する情報は、

- ・国土交通省ホームページ「低炭素建築物認定制度関連情報」
（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000065.html）
をご覧ください。
- ・一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ「低炭素建築物認定制度」
（<https://www.hyoukakyokai.or.jp/teitanso/index.php>）
をご覧ください。

別紙 19

**「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示
基準に定める劣化 対策等級 3 相当について**

- 「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）」に基づき、日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に定める劣化対策等級 3 相当を満たすこととします。
- 日本住宅性能表示基準に関する情報は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ「住宅性能表示制度について」
(<http://www.hyoukakyokai.or.jp/seido/index.php> をご覧ください。)

**「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
で定める建築物移動等円滑化基準を満たしていること」について**

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」（平成18年法律第91号）に基づき、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年12月8日政令第379号）に定める建築物移動等円滑化基準を満たすこととします。

- 建築物移動等円滑化基準に関する情報は、国土交通省ホームページ「バリアフリー」（<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/>）をご覧ください。

別紙 2 1

「元請の年間新築住宅供給戸数が 50 戸程度未満の中小住宅生産者」の考え方について

- 最近の3事業年分（平成27年から平成29年）の元請の年間平均新築住宅供給戸数実績について、50戸程度未満の住宅供給事業者が対象となります。
 - ※「50戸程度未満」とは、50戸の1割増未満として、平均新築住宅供給戸数が54戸以下の住宅供給事業者を対象とするものとします。
 - ※カウントする戸数には、木造以外の住宅も含み、また、集合住宅の各住戸もそれぞれカウントします。
- 供給戸数の実績については、対象となる事業年に建築主又は買主に引き渡した戸数が対象となります。
- 床面積が小規模な新築住宅（集合住宅の各住戸を含む。）については、
 - ①床面積が55平方メートル以下の場合は戸数を2分の1
 - ②床面積が40平方メートル以下の場合は戸数を3分の1として算定してください。

都道府県別 地域材認証制度等一覧の例

対象県	県番号	認証制度名	対象県	県番号	認証制度名
北海道	1	北の木の家認定制度	大阪府	27	おおさか材認証制度
		北海道における新たな合法木材証明制度	兵庫県	28	兵庫県産木材認証制度
青森県	2	青森県産材認証制度	奈良県	29	奈良県地域認証材制度
岩手県	3	岩手県産材証明制度			奈良県産材証明制度
宮城県	4	優良みやぎ材認証制度	和歌山県	30	紀州材認証システム
秋田県	5	乾燥秋田スギ認証制度	鳥取県	31	「鳥取県産材」産地証明制度
山形県	6	県産木材「やまがたの木」認証制度	島根県	32	しまねの木認証制度
		県産木材「やまがたの木」認証制度のうちやまがた県産材集成材			高津川流域材認証システム
		やまがた県産材合板認証制度	岡山県	33	
福島県	7	県産木材証明制度	広島県	34	広島県産材産地証明制度
		福島県ブランド材認証「とってお木」	山口県	35	優良県産木材認証制度
茨城県	8		徳島県	36	徳島県木材認証制度
栃木県	9	栃木県産出材証明制度	香川県	37	香川県産木材認証制度
群馬県	10	ぐんま優良木材品質認証	愛媛県	38	中予地域材認証制度
埼玉県	11	さいたま県産木材認証制度	高知県	39	高知県産木材トレーサビリティ制度
千葉県	12	ちばの木認証制度			高知県 C02 木づかい固定量認証制度
東京都	13	東京の木多摩産材認証制度	福岡県	40	福岡県産木材認証事業体認定
神奈川県	14	かながわ県産木材産地認証制度	佐賀県	41	「佐賀県産乾燥木材」認証制度
		かながわブランド県産木材品質認証制度	長崎県	42	長崎県産木材証明制度
新潟県	15	越後杉ブランド認証制度	熊本県	43	
富山県	16		大分県	44	
石川県	17	県産材産地及び合法木材証明制度	宮崎県	45	
福井県	18	福井県木材トレーサビリティ認証	鹿児島県	46	かごしま材の証明
山梨県	19	山梨県産材認証制度			かごしま材の証明（認証かごしま材を用いる場合）
長野県	20	信州木材製品認証基準			認証かごしま材認証制度
岐阜県	21	岐阜証明材推進制度	沖縄県	47	
		ぎふ性能表示材推進制度	全国	—	FIPC（木材表示制度）
静岡県	22	静岡県産材証明制度	全国	—	FSC 認証制度
		しずおか優良木材認証制度	全国	—	PEFC 森林認証制度
愛知県	23	愛知県産材認証機構認証制度	全国	—	SGEC 認証制度
三重県	24	「三重の木」認証制度	全国	—	合法木材証明制度（※1）
		あかね材認証制度	全国	—	合法伐採木材等証明（※2）
滋賀県	25	びわ湖材産地証明制度			
京都府	26	京都府産木材認証制度			

- ※1 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月）に基づき合法性が証明される木材・木材製品
- ※2 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に基づき合法であることが確認されている木材・木材製品

《参考》中期的活動方針の報告様式の例

地域型住宅グリーン化事業の評価と中期的活動方針														
グループ番号	0		-	0			-	0						
グループの名称・代表者名・所属・代表者印								事務局の事業者名・担当者名・担当者印						
(グループの名称)								代表者印		(事務局事業者名)			担当者印	
(グループ代表者名)										(事務局担当者名)				
(グループ代表者所属)														
1. 地域型住宅グリーン化事業による取組みの評価														
地域型住宅グリーン化事業を実施しグループとして取り組んだことで、成し得たこと・有意義であったことを3項目以上記載してください。														
2. 中期的目標と実現のための取り組み														
1. で記載した取り組みを含め、今後5年程度を視野にグループで目指そうとする目標と、その実現のためにどう取り組んでいくのか活動方針を記載してください。														
3. 目標時期と数値目標														
目標時期		数値目標①グループが1年間に供給する住宅・建築物					数値目標②グループ内で施工を経験した事業者							
平成		年までに	長期優良住宅	概ね		戸	長期優良住宅					社		
			認定低炭素住宅	概ね		戸	認定低炭素住宅					社		
			性能向上計画認定住宅	概ね		戸	性能向上計画認定住宅					社		
			ゼロ・エネルギー住宅	概ね		戸	ゼロ・エネルギー住宅					社		
			木造建築物(非住宅)	概ね		棟	木造建築物(非住宅)					社		
※上記のほか、グループ毎に別の目標を追記していただいてもかまいません ※記載する分量により、適宜、行の高さを調整していただいて構いませんが、最大でも2ページとなるようにして下さい。 (注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。														

住宅省エネルギー技術講習会『依頼講習会』について

住宅省エネルギー技術講習会『依頼講習会』とは、各地の住宅関連団体等（企業も含む）の依頼に基づき開催する講習会で、内容は住宅省エネルギー技術講習会と同じ内容の講習会となります。

住宅関連団体等は、一定の受講者（概ね30名程度以上、要相談）が集まり、規定講習会と同等の適切な実施・運営が可能である場合に、住宅省エネルギー技術講習会に採択された各地の地域協議会に講習会の開催を依頼することが出来ます。

依頼可能となる講習会は、施工技術者講習会（1日）・施工技術者講習会（半日）・設計者講習会（1日）・設計者講習会（半日）・設計者講習会（仕様・簡易計算ルート）（1日）・設計者講習会（仕様・簡易計算ルート）（半日）となっており、地域協議会との協議のうえでの開催となります。

講習会の開催に関する役割分担は、下記の通りとなります。

項 目	地域協議会事務局	依頼団体
開催地、会場選定 （確保）	—	○ （地域協議会事務局と協議して決定）
開催日程	—	○ （地域協議会事務局と協議して決定）
会場費、開催事務費 負担	—	○
受講者の集客	—	○
受講者の受付	○ （受講料・修了証発行事務費の受領）	○
講習会の進行	○	—
修了考査の実施	○	考査問題の配付・回収等の補助を行う
講師選定・派遣	○	—
講師謝金、交通費 負担	○	—

別紙26

使用する「地域材」の内容等についての確認ができる書類について

完了実績報告書の提出時に必要な、「使用する『地域材』の内容等についての確認ができる書類」は以下の通りです。

- a) 採択を受けた「地域材」を供給する構成員が当該地域材の取扱事業者として認定を受けていることが分かる資料（「地域材」の認証制度において事業者の登録が必要な場合のみ）

例：〇〇県産証明取扱事業者証の写し（都道府県による木材認証制度によるもの）
合法木材事業者認定書の写し、森林認証の写し及びCoC認定書の写し、
FIPC 登録証の写し

- b) 補助対象となる住宅・建築物に地域材が使用されていることを証明する書類（使用実績の裏付けとなる書類）（※）

①地域材の証明書の写し

例：〇〇県産材証明書（都道府県による木材認証制度によるもの）
合法木材証明書
木材表示協会が定める産地証明等がなされた木材の証明書

②木材の納品書の写し

補助事業者（施工者）へ最終出荷したグループ構成員からの納品書を提出

③木拾表（参考様式）

対象の部位ごとに集計してください。

（納品書の記載が部位ごとに集計されている場合や集計の書き込みがある場合は提出不要です。）

（※）認証制度によって証明書が出ない場合（森林認証等）は、それに代わる書類を提出

例：木材取引書類（出荷伝票など）

→宛名、出荷者名、商品明細、納品日、数量、
認証材である旨の表示、認証率の表示

参 考 資 料

平成 30 年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付規程

地域型住宅グリーン化事業実施支援室

第 1 通則

地域型住宅グリーン化事業実施支援室（以下「実施支援室」という。）が行う平成30年度地域型住宅グリーン化事業に要する補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び第18に定める関係法令及び関連通知によるほか、この規程の定めるところによる。

第 2 目的

この交付規程は、地域型住宅グリーン化事業補助金交付要綱（平成22年3月31日国住生第443号）（以下「要綱」という。）第21の規定に基づき、実施支援室が、地域型住宅グリーン化事業に関する事務事業を行う者として補助金交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

第 3 交付対象

補助金の交付対象事業は、要綱第4第一号に定められた要件を満たす事業とする。

第 4 補助金の額

- 1 補助金の額は、要綱第5に定められた補助限度額以内とする。
- 2 前項の補助金の額には、消費税及び地方消費税に係る部分並びに国費が充当される他の補助金の交付対象に係る部分に対する補助金の額を含めないものとする。

第 5 補助金の交付の申請

- 1 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、補助金交付申請書等、必要な書類を第19に規定する平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請等手続きマニュアル（以下「マニュアル」という。）に従って実施支援室に提出しなければならない。
- 2 実施支援室は、過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、第13（交付決定の取り消し）に相当する理由で補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む）の本補助金への申請を原則として制限するものとし、本補助金の申請にあたっては、申請の制限に係る事案の有無について申告を求めるものとする。
- 3 実施支援室は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団若しくは暴力団員を利用している者、資金等の供給若しくは便宜の供与等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者、又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されべき関係を有している者の本補助金への申請を制限するものとし、本補助金の申請にあたっては、当該申請を制限される者に該当しないことについての申告を求めるものとする。
- 4 実施支援室は、本補助金の申請にあたっては、次の各号のいずれかに該当する法人等（以下「関係会社等」という。）からの工事の受注の有無についての申告を求めるものとする。
 - ー 100%同一の資本に属するグループ企業

- 二 補助金申請者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるもの。前号を除く。）
- 三 補助金申請者の役員である者（親族を含む）又はこれらの者が役員に就任している法人
- 5 申請者が関係会社等から工事を受注する場合にあっては、補助金の交付の申請にあたり、3者以上からの見積りの結果を提出しなければならない。ただし、営業利益（間接経費を含む）を除いた価格を提出する場合にあっては、この限りではない。
- 6 実施支援室は、前項により提出された見積り結果について、調達費用の妥当性を確認するものとする。
- 7 実施支援室は、本補助金の交付後に、第2項から第4項の規定に基づく申告の内容に虚偽等が存することが判明した場合には、第13に定めるところにより、本補助金の返還を求めることができる。

第6 補助金の交付の決定

- 1 実施支援室は、第5の規定による補助金交付申請書の提出があったとき、審査の上適当と認められるときは、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときには、その条件を補助金の交付等の申請をした者に通知するものとする。
- 2 実施支援室は、補助事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、実施支援室の承認を経て当該事業等の完了後これと同種の他の補助事業等に使用する場合を除き、当該物件の残存価額に当該補助事業に係る補助率を乗じて得た金額を返還すべきことの条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 3 実施支援室は、交付の決定を行うに当たり、開設に際して許認可が必要な施設については第10の規定による実績の報告までに許認可がなされていることの条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、実施支援室は交付の決定を行う当たり、次に掲げる条件を付して交付の決定を行うものとする。
 - 一 補助事業内容等の変更をしようとする場合、又は補助事業を廃止しようとする場合は、あらかじめ実施支援室の承認を得ること
 - 二 補助事業が予定の期限までに完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、実施支援室にすみやかに報告して、その指示を受けること
 - 三 補助事業に係る書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存すること
 - 四 補助事業により効用の増加した財産は適切に管理すること
 - 五 その他必要な事項

第7 申請の取下げ

第6の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、マニュアルで定める期日までに申請の取り下げを行うことができる。

第8 計画変更の承認等

- 1 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定通知を受けた補助事業について、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ実施支援室の承認を得なければならない。
 - 一 交付申請の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
 - 二 補助事業を廃止する場合
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに実施支援室に報告してその指示を受けなければならない。

第9 状況の報告

実施支援室は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査（現地調査を含む。）することができる。

第10 実績の報告等

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第8第1項第二号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、マニュアルに定める実績報告受付期間に、実績報告書及びその他必要な書類をマニュアルに従って実施支援室に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は前項において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ実施支援室に報告しなければならない。

第11 補助金の額の確定

- 1 実施支援室は、第10の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 実施支援室は、補助事業の成果がその開設に際して許認可が必要な施設に係る額の確定を行うに当たっては、当該許認可がなされていると認めるときでなければ、第1項の規定による補助金の額を確定してはならない。

第12 補助金の支払い

- 1 補助金は、第11の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払われるものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書を実施支援室に提出しなければならない。

第13 交付決定の取り消し

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、実施支援室は、補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - 一 補助事業者が補助金交付の条件に違反した場合
 - 二 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
 - 三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金交付の決定内容その他法令、又はこれに基づく大臣の処分に違反した場合
- 2 補助事業者は前項による返還命令を受けたときは、すみやかに返還しなければならない。
- 3 実施支援室は、第1項の規定により補助金の一部又は全部の返還を命じた場合であって、実施支援室が定めた期日までに返還すべき補助金が納付されなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合の延滞金を課すものとする。

第14 補助金の経理及び取扱い

補助事業者は、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年3月12日付建設省会発第74号）に定められている備品、材料その他の物件を購入した場合は、台帳を作成し、当該物件の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。

第15 経理書類の保管

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿及

び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならない。

第16 取得財産の処分

補助事業者は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあっては耐用年数）は承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。ただし、補助事業者や住宅所有者等が本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。

第17 書類の様式及び提出方法

- 1 本規程に基づく補助事業に係る書類の様式は、別表に定める通りとする。
- 2 前項に規定する書類のうち、補助事業者が申請又は報告等すべきものについては、マニュアルに定めるところに従い、実施支援室に提出するものとする。
- 3 補助事業者は、本事業の手続きを代理人に行わせるときは、実施支援室に委任状を提出しなければならない。

第18 運営

- 1 補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
 - 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
 - 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日付政令第255号）
 - 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年12月21日付総理府・建設省令第9号）
 - 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付建設省会発第74号建設事務次官通知）
 - 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付建設省住発第120号住宅局長通知）
 - 六 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日付国住総発第37号住宅局長通知）
 - 七 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成20年12月22日付国住総発第67号住宅局長通知）
 - 八 地域型住宅グリーン化事業補助金交付要綱（平成22年3月31日国住生第443号）
 - 九 その他関連法令等に定めるもの
- 2 実施支援室の構成員である一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会及び一般社団法人 環境共生住宅推進協議会内には、構成員毎に「長寿命型等実施支援室」及び「高度省エネ型実施支援室」を設置し、事務を行う。
- 3 要綱第4第一号に定められた事業のうち、長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅及び認定を受けた低炭素建築物等の一定の良質な建築物の建設に係る補助金の交付等について「長寿命型等実施支援室」が事務を行い、ゼロ・エネルギー住宅、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた住宅及び認定低炭素住宅の建設（ゼロ・エネルギー住宅にあっては改修を含む。）に係る補助金の交付等について「高度省エネ型実施支援室」が事務を行う。

第19 雑則

この規程に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、マニュアルに定めるものとする。

附 則

第1 この規程は、平成30年7月31日から適用する。

第2 この規程に基づいて提出を受けた申請書及び報告書等については、繰越をしたものを除き、過年度の事務事業者から引き継いだもの（第15の規定による経理書類の保存期間が経過したものを除く。）を含め、遅滞なく翌年度の事務事業者に引き継ぐこととし、円滑な事業執行に努めるものとする。

別表

種 別	提 出 書 類	様式			
		長寿命型	優良 建築物型	高度省エネ型	
				認定住宅	ゼロエネ
交付申請書	平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請書一括提出届	様式1	様式1	様式1	様式1
	平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請書	様式2	様式2	様式2	様式2
	平成30年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約	様式3	様式3	様式3	様式3
	平成30年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施による誓約書	様式3-2	—	様式3-2	様式3-2
	対象住宅・建築物の敷地写真	様式4	様式4	様式4	様式4
	対象住宅・建築物の概要・要件への適合確認	様式5	様式5	様式5	様式5
	対象住宅のBELS評価申請性能計画書	—	—	—	様式5-2
	対象住宅・建築物の経費	様式6	様式6	様式6	様式6
	対象住宅の経費（その2）	—	—	—	様式6-2
	平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付変更承認申請書一括提出届	様式7	様式7	様式7	様式7
	平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付変更承認申請書	様式8	様式8	様式8	様式8
完了実績報告書	平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金完了実績報告書一括提出届	様式9	様式9	様式9	様式9
	平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金完了実績報告書	様式10	様式10	様式10	様式10
	平成30年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約	様式3-3	様式3-3	様式3-3	様式3-3
	対象住宅の着工直後の写真	様式11	様式11	様式11	様式11
	対象住宅・建築物の完了写真	様式12	様式12	様式12	様式12
	対象住宅・建築物の概要・要件への適合確認	様式13	様式13	様式13	様式13
	建築士による適合確認書	—	—	—	様式13-2
	対象住宅・建築物の経費	様式14	様式14	様式14	様式14
	対象住宅の経費（その2）	—	—	—	様式14-2
	領収書等による支払い確認	様式15	様式15	様式15	様式15
	地域材供給体制等実績表	様式16	様式16	様式16	様式16
	三世帯同居対応住宅の要件への適合確認	様式17	—	様式17	様式17
	三世帯同居対応住宅の要件への適合状況の写真	様式17-2	—	様式17-2	様式17-2
	BELS付加要件の建築士による適合確認	—	様式17-3	—	—
	BELS付加要件の適合状況の写真	—	様式17-4	—	—
	請求書	様式18	様式18	様式18	様式18
その他	平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請取下げ一括提出届	様式19	様式19	様式19	様式19
	平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請取下げ書	様式20	様式20	様式20	様式20
	平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金事業の廃止承認一括提出届	様式21	様式21	様式21	様式21
	平成30年度地域型住宅グリーン化事業補助金事業の廃止承認申請書	様式22	様式22	様式22	様式22

参考資料

地域型住宅グリーン化事業補助金交付要綱

	平成 22 年 3 月 31 日	国住生第 443 号
一部改正	平成 23 年 3 月 31 日	国住生第 723 号
一部改正	平成 24 年 3 月 30 日	国住生第 788 号
一部改正	平成 25 年 3 月 29 日	国住生第 859 号
一部改正	平成 25 年 7 月 1 日	国住生第 246 号
一部改正	平成 27 年 2 月 6 日	国住生第 596 号
一部改正	平成 27 年 4 月 10 日	国住生第 90 号
一部改正	平成 28 年 1 月 21 日	国住生第 579 号
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日	国住生第 761 号
一部改正	平成 29 年 4 月 1 日	国住生第 728 号
一部改正	平成 30 年 4 月 1 日	国住生第 816 号

第1 通則

地域型住宅グリーン化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び第 21 に定める関係法令及び関連通知によるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「ゼロ・エネルギー住宅」とは、住宅の躯体及び設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により、年間での一次エネルギー消費量がネットで（正味）概ねゼロになる住宅をいう。

第3 目的

この要綱は、地域における木造住宅生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、地域の木材関連事業者、建材流通事業者、中小住宅生産者等の連携による、グループ毎の住宅生産システムの共通ルールに基づく木造の長期優良住宅、ゼロ・エネルギー住宅、性能向上計画認定住宅及び認定低炭素住宅並びに認定低炭素建築物等の一定の良質な木造建築物の整備を促進する「地域型住宅グリーン化事業」について、当該事業を行う者に対し、国がその費用の一部を補助する制度を確立し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第4 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業であって、平成 30 年度から平成 32 年度に着手する事業とする。

一 地域型住宅グリーン化事業

地域の木材関係事業者、建材流通事業者、中小住宅生産者等の連携によるグループ毎の、住宅生産等に関する共通ルール等に基づき、当該グループに所属する中小住宅生産者により供給される木造の、長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅、ゼロ・エネルギー住宅、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた住宅及び認定低炭素住宅並びに認定を受けた低炭素建築物等の一定の良質な建築物の建設（ゼロ・エネルギー住宅にあつては改修を含む。）を行う事業。ただし、ゼロ・エネルギー住宅にあつては、次に掲げる要件を満たすもの。

イ 住宅の躯体と設備を一体化して、住宅全体でゼロ・エネルギー化に取り組むこと

ロ 新築される住宅については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）第 73 条第 1 項の規定に基づき定められたエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）若しくは省エネ法第 74 条第 2 項の規定に基づき定められた住

宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 25 年国土交通省告示第 907 号）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 3 の建築物エネルギー消費性能基準を満たすこと

二 木造住宅・建築物等の整備推進に関する評価・事務事業

次のイからハに掲げる要件の全てに適合している法人が行う木造住宅・建築物等の整備推進に関する評価・事務事業

イ 当該事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること

ロ 当該事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること

ハ 当該事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

第5 補助金の額

補助金の額は、次に掲げるものとする。

一 第4第一号に掲げる事業のうち、長期優良住宅の建設の実施に係る補助金の額は、当該住宅の建設工事費のうち長期優良住宅とすることによる掛かり増し費用相当額の2分の1以内の額とする。ただし、当該補助金の額の算定にあたっては、当該住宅の建設工事費の10分の1以内の額かつ、一の住宅につき1,000千円（長期優良住宅の補助金に係る施工経験が3戸以下である事業者が建設するものにあつては1,100千円）を限度とする。

二 第4第一号に掲げる事業のうち、ゼロ・エネルギー住宅の建設又は改修の実施に係る補助金の額は、当該住宅の建設工事費又は改修工事費のうちゼロ・エネルギー住宅とすることによる掛かり増し費用相当額の2分の1以内及びゼロ・エネルギー化に係る調査設計計画費、技術の検証費の2分の1以内の額かつ、一の住宅につき1,250千円（ゼロ・エネルギー住宅の施工経験が3戸以下である事業者が建設するものにあつては1,400千円）を限度とする。ただし、新築にかかる当該補助金の額の算定にあたっては、当該住宅の建設工事費の10分の1以内の額かつ、一の住宅につき1,250千円（ゼロ・エネルギー住宅の施工経験が3戸以下である事業者が建設するものにあつては1,400千円）を限度とする。

三 第4第一号に掲げる事業のうち、認定低炭素住宅又は性能向上計画認定住宅の建設の実施に係る補助金の額は、当該建築物の建設工事費のうち認定低炭素住宅とすることによる掛かり増し費用相当額の2分の1以内の額とする。ただし、当該補助金の額の算定にあたっては、当該住宅の建設工事費の10分の1以内の額かつ、一の住宅につき1,000千円（認定低炭素住宅又は性能向上計画認定住宅の補助金に係る施工経験が3戸以下である事業者が建設するものにあつては1,100千円）を限度とする。

四 第4第一号に掲げる事業のうち、認定低炭素建築物等の一定の良質な木造建築物の建設の実施に係る補助金の額は、当該建築物の建設工事費のうち認定低炭素建築物等の一定の良質な木造建築物とすることによる掛かり増し費用相当額の2分の1以内の額とする。ただし、当該補助金の額の算定にあたっては、当該建築物の床面積1㎡あたり10千円を限度とする。

五 第一号から第三号までに掲げる補助金の限度額は、次のイ又はロに掲げる場合は、これらに対応することによる掛かり増し費用相当額の2分の1以内の額を加算した額とする。当該加算額の算定にあたっては、一の住宅につき、次のイに掲げる場合は200千円、次のロに掲げる場合は300千円、いずれにも対応する場合は500千円を限度とする。

イ 柱、梁、桁、土台の過半において、都道府県の認証制度等により産地証明等がなされている木材を使用する場合

ロ 調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する住宅とする場合

六 第4第二号に掲げる事業の実施に係る補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の

額とする。ただし、第4第二号のうち木造住宅・建築物等の整備推進に関する事務事業の実施に係る補助金の額は、次の各号に掲げる経費を合算した額の合計額以内の額とする。

イ 第4第一号に掲げる事業に要する費用を交付するための費用

第5第一号から第五号に掲げる費用

ロ 事務費

第4第一号に掲げる事業に係る事務事業の実施に必要な事務費として、イ又はロに要する費用の0.1%から3%までの範囲内において国土交通大臣（以下「大臣」という。）が定める率を乗じて得た額とする。ただし、この率によることが著しく不適当である場合には、この率によらないことができる。

第6 補助金の交付の申請

- 1 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。
- 2 事業の実施が複数年度にわたるものについても、第1項に準じて毎年度補助金交付申請書を作成しなければならない。
- 3 第1項の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額又はその見込額が明らかになる場合には、これを減額して申請しなければならない。

第7 補助金の交付の決定等

- 1 大臣は、第6第1項の規定による補助金交付申請書等の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
- 2 大臣は、交付の決定を行うに当たっては、第6第3項により当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額又はその見込額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入れ控除税額を減額するものとする。
- 3 大臣は、当該補助金に係る消費税仕入れ控除税額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うことを条件として付して交付の決定を行うものとする。

第8 申請の取下げ

第7第1項の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、大臣の定める期日までに申請の取り下げを行うことができる。

第9 計画変更の承認等

- 1 第7第1項の通知を受け、第4各号に掲げる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない事情により、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ、大臣の承認を得なければならない。
 - 一 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
 - 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合
- 2 補助事業者は、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告してその指示を受けなければならない。

第10 状況の報告

大臣は、必要があると認められるときは、補助事業者に対し、補助事業の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

第11 実績の報告等

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第9第1項第2号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで、実績報告書を大臣に提出しなければならない。また、補助金の交付の決定に係る国の会

計年度が終了した場合も、その翌年度の4月10日までに、当該実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、実績報告書を大臣に提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は第1項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

第12 補助金の額の確定

- 1 大臣は、第11第1項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、額の確定を行うに当たっては、第11第2項により当該補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して実績の報告がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 大臣は、補助事業の成果がその開設に際して許認可が必要な施設に係る額の確定を行うに当たっては、当該許認可がなされていると認めるときでなければ、第1項の規定による補助金の額を確定してはならない。

第13 補助金の支払い

- 1 補助金は、第12第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を大臣に提出しなければならない。

第14 交付決定の取り消し

次の各号のいずれかに該当するときは、大臣は、事業主体に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 補助事業者が補助金交付の条件に違反した場合
- 二 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
- 三 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 四 前3号に掲げる場合のほか、補助事業者が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく大臣の処分に違反した場合

第15 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前号の提出を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を国に納付させることを条件とする。

第16 経理書類の保管

補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならない。

第17 取得財産の処分

補助事業者は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあっては耐用年数）以内に大臣の承認なく補助

金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は取壊してはならない。

第18 書類の様式及び提出方法

- 1 本要綱に基づく補助事業に係る書類の様式は、別表に定めるとおりとする。
- 2 前項に規定する書類のうち補助事業者が申請又は報告等すべきものについては、大臣に2部提出するものとする。

第19 間接補助金の交付

事務事業者は、第5に規定する補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金（事務事業者が大臣から交付を受けた補助金を財源として、当該補助金の対象となる第4第一号又は第二号に掲げる事業を行う者に交付する補助金をいう。以下同じ。）を第4第一号又は第二号に掲げる事業を行う者に交付しなければならない。

第20 間接補助金の交付の際付すべき条件

- 一 事務事業者は、間接補助金を交付しようとするときは、第5から第15まで及び第21の規定に準ずる条件を付さなければならない。
- 二 事務事業者は、前号の規定のほか、第4第一号に掲げる事業を行う者に補助金の一部又は全部の返還を命じた場合であって、事務事業者が定めた期日までに返還すべき補助金が納付されなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合の延滞金を課すものとする。

第21 間接補助金の交付規定の承認

事務事業者は、間接補助金の交付の手続き等について交付規定を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第22 運営

補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 二 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府令・建設省令第9号）
- 三 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 四 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- 五 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日株式会社付建設省住総発172号住宅局長通知）
- 六 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通知）
- 七 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）
- 八 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成20年12月22日付け国住総第67号住宅局長通知）
- 九 その他関連通知等に定めるもの

第23 経過措置

改正前の「地域における木造住宅生産体制強化事業補助金交付要綱」（以下、「旧要綱」という。）に基づき、採択した事業については、旧要綱を適用する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成27年4月10日から適用する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成 28 年 1 月 21 日から適用する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

別 表

事 項	本要綱における規定	書 類 の 名 称	様 式 等
補助金の交付申請	第6第1項	補助金交付申請書	別記様式第1
		交付申請額の算出方法及び事業経費の配分	別記様式第1 (別紙1)
		交付申請額の算出方法の明細	別記様式第1 (別紙2)
		食糧費使途明細書	別記様式第1 (別紙3)
		補助事業の概要	別記様式第1 (別紙4)
		補助金交付の要件	別添1
		科目別使途内訳	別添2
		補助の対象とならない費用	別添3
補助金の交付決定	第7第1項	補助金交付決定通知書	別記様式第2
交付申請の取り下げ	第8	補助金交付申請取り下げ書	別記様式第3
事業内容の変更（補助金総額に変動が生じる場合）	第9第1項 第1号	補助金交付更承認申請書	別記様式第4
事業内容の変更（補助金総額に変動が生じない場合）	第9第1項 第1号	事業内容変更承認申請書	別記様式第5
経費の配分変更	第9第1項 1号	経費配分変更承認申請書	別記様式第6
事業の中止又は廃止	第9第1項 第2号	事業中止（又は廃止）承認申請書	別記様式第7
事業が予定期間内に完了しない場合等の報告	第9第2項	事業未完了報告書	別記様式第8
事業の進行状況の報告	第10	状況報告書	別記様式第9

完了の実績の報告	第11第1項	完了実績報告書	別記様式第10
		補助金精算調書	別記様式第10 (別紙1)
		科目別決算内訳	別記様式第10 (別紙2)
		経費執行実績報告書	別記様式第10 (別紙3)
		支払先内訳書	別記様式第10 (別紙4)
		残存物件調書	別記様式第10 (別紙5)
		食糧費実績調書	別記様式第10 (別紙6)
事業年度終了の実績 の報告	第11第1項	年度終了実績報告書	別記様式第1
交付額の確定の通知	第12第1項	交付額確定通知書	別記様式第12
支払いの請求	第13第2項	概算(又は精算)払請求書	別記様式第13
消費税仕入控除税額の 報告	第15第1項	消費税仕入控除税額報告書	別記様式第14
残存物件の取扱い	第22第3項	残存物件の継続使用承認申請書	別記様式第15
附帯事務費等の使途 基準	第22第5項	附帯事務費明細変更書	別記様式第16